

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和 6 年 6 月

旭川工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所、それぞれチェックを入れること。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。

◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。
また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。
- ・関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	旭川工業高等専門学校
2. 所在地	北海道旭川市春光台2条2丁目1番6号
3. 学科等の構成	準学士課程：機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科、物質化学工学科 専攻科課程：生産システム工学専攻、応用化学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻、応用化学専攻）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：767人 教員数：基幹（専任）教員59人 助手数：0人

(2)特徴

(1) 沿革

旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、昭和37年4月、国立高等専門学校の1期校として機械工学科2学級、電気工学科1学級で創設され、昭和41年度に工業化学科1学級を増設した。昭和63年度には機械工学科を機械工学科と制御情報工学科に分離改組し、4学科構成となった。平成10年度には工業化学科を物質化学工学科に改組、平成15年度には電気工学科を電気情報工学科に、翌平成16年度には機械工学科を機械システム工学科にそれぞれ名称変更した。さらに平成23年度には制御情報工学科をシステム制御情報工学科に名称変更し、現在の4学科体制となっている。

一方、平成11年度には、工学に関する知識・技術をより広くかつ深く教授するために、専攻科が設置された。専攻科は生産システム工学専攻と応用化学専攻の2専攻から構成され、前者は準学士課程の機械システム工学科、電気情報工学科及びシステム制御情報工学科を基盤とした複合型専攻であり、後者は物質化学工学科を基盤とした単独専攻である。平成27年度には、特例適用専攻科の認定も受け、大学の学部に対応する水準の授業科目を開設していることが認められている。

(2) 本校の教育理念・教育目標・校訓

本校の教育理念

国際的視野を持ち社会に資する人間性に富んだ高度で実践的な技術者を育成する。

本校の教育目標

本科

- ①一般教養及び科学技術の基礎知識と工学の専門知識を備えた教養豊かな人材を育成する。
- ②社会の課題に対応できるように協働性を持って自主的に行動できる能力を備えた実践的な人材を育成する。
- ③国際的適応力と英語力を持ちグローバルに活躍する能力を備えた人材を育成する。
- ④広い視点からの思考力と創造性を持ち、自立して行動できる人材を育成する。
- ⑤健全な心身と将来的視野を備え、豊かな人間性を持った人材を育成する。

専攻科

社会を支える技術者を育成するため、高等専門学校における5年間の課程で培われた工学に関する知識・技術をより深く教授する。

本校の校訓

「明朗誠実 自主創造」 （平成24年11月16日制定）

平成24年度に創立50周年を迎えたことを機に、栄えある歴史と伝統を継承しつつ、さらに新しい未来に力強く踏み出すことを誓い校訓を制定した。「明朗誠実」は、本校開校以来の精神的バックボーンであり、「自主創造」は、制定当時の本校教育目標の「自主的に思考し、学習し、行動する」と「豊かな創造力を養う」に由来し、現在の教育目標にもその精神を継承している。

（3）教育

本科・専攻科を通して実験・実習を重視した体験学習による創造力と行動力の育成は、本校の教育の大きな柱であり、加えて、本校の教育の特徴として、各種プロジェクトと連携した教育が実施されている。本校は数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定校であり、高専発！「Society5.0型未来技術人材育成事業」COMPASS 5.0 AI・数理・データサイエンス分野拠点校としてAIや数理・データサイエンス分野の教育を積極的に実施している。また、同COMPASS 5.0 サイバーセキュリティ分野実践校や同COMPASS 5.0半導体分野のブロック拠点校として教育活動にも力を入れている。令和5年度より、アントレプレナーシップ教育の一環として全学科横断での必修科目である課題解決型授業（PBL）「創造演習I・II」を開講した。地域社会と連携したPBLを通じて創造力と実践力を育み、起業マインドを醸成している。これらのPBLを含めた教育パッケージはJST次世代人材育成事業「北海道ジュニアドクター育成塾」として地域にも還元されており、北海道全域の小中学生のSTEAM教育に貢献している。さらに、国際交流推進事業としては、旭川市の姉妹都市である韓国・水原（スウォン）ハイテク高等学校との学生相互交流をはじめ、タイやフランス、シンガポール等と実施している。派遣の際には学生が海外生活を通して貴重な経験を得ており、また受入の際には多くの学生が国際交流の機会に触れ、国際的視野を持った実践的技術者の育成に繋がっている。

II 目的

1 旭川工業高等専門学校の教育理念

将来性のある人間性豊かな実践的研究開発型技術者を養成する。

2 旭川工業高等専門学校の目的

【準学士課程】

旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

（旭川工業高等専門学校学則第1条）

【専攻科課程】

専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、より深く高度な工業に関する専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

（旭川工業高等専門学校学則第41条）

3 旭川工業高等専門学校の教育目標

本校の教育理念および目的に基づき、教育目標を、準学士課程と専攻科課程について、それぞれ以下のように定めている。

【準学士課程】

- ① 一般教養及び科学技術の基礎知識と工学の専門知識を備えた教養豊かな人材を育成する。
- ② 社会の課題に対応できるように協働性を持って自主的に行動できる能力を備えた実践的な人材を育成する。
- ③ 国際的適応力と英語力を持ちグローバルに活躍する能力を備えた人材を育成する。
- ④ 広い視点からの思考力と創造性を持ち、自立して行動できる人材を育成する。
- ⑤ 健全な心身と将来的視野を備え、豊かな人間性を持った人材を育成する。

【専攻科課程】

社会を支える技術者を育成するため、高等専門学校における5年間の課程で培われた工学に関する知識・技術をより深く教授する。

4 旭川工業高等専門学校の学科・専攻ごとの教育上の目的

各専門学科および各専攻における教育上の目的が、以下のように学則に定められている。なお、各専門学科、人文理数総合科並びに各専攻の具体的な教育目標については、基準1で述べる。

【準学士課程】

① 機械システム工学科

機械工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、それぞれの技術要素を有機的に構成し、新たな社会構築に役立つシステムを創造していく能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

② 電気情報工学科

電気・電子工学及び情報工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、創造力、柔軟な思考力、情報化社会におけるモラル及びコミュニケーション能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

③ システム制御情報工学科

情報技術、機械工学及び電気・電子工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、それぞれの専門分野の技術が融合されたシステムの技術に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

④ 物質化学工学科

化学及び生物分野に関する基礎的・専門的知識を身に付け、科学技術が自然環境に与える影響を自覚して社会全体の諸問題に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

(旭川工業高等専門学校学則第7条の2)

【専攻科課程】

① 生産システム工学専攻

メカトロニクス，エレクトロニクス，コンピュータ応用等の技術が融合した生産システム分野において活躍できる，創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

② 応用化学専攻

化学・バイオ関連産業における製品・技術の開発及びこれに伴う環境への配慮に柔軟に対応できる，創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

(旭川工業高等専門学校学則第42条の2)

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準1 教育の内部質保証システム

<p>評価の視点</p> <p>【重点評価項目】</p> <p>1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p>				
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。 				
<p>関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条</p>				
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>				
	自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1)学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	◇実施の方針が明示されている規程等			
	資料1-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則		本規則第2条第1号により、「点検評価改善委員会」が自己点検・評価に関する事項を審議することが定められている。	
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針		基本方針の「2.実施体制」により、「点検評価改善委員会」が主体となり、3年以内の周期で自己点検・評価を実施・公表することが定められている。	
<p>(2)(1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）			
	資料1-1-1-(2)-01_旭川工業高等専門学校教員等組織規則		本規則第34条第5号において、本校に「点検評価改善委員会」を置くことが定められている。	
	資料1-1-1-(2)-02_旭川工業高等専門学校組織図(R06.04.01現在)		本校組織における「点検評価改善委員会」の立ち位置が示されている。	
	資料1-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則		教務主事や学科長等は構成員となっていないが、①各種委員会やセンター、係等の学内関係組織から提出される自己点検・評価結果は各組織での審議を経ており、また、②当該委員会の審議結果は校長に報告後、「総合経営企画室」（主事構成員）へ改善案策定の指示が下り、さらにその改善案が「運営会議」（学科長構成員）に提案される仕組みとなっている。	再掲

	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針	本方針の「2.実施体制」により、1)「点検評価改善委員会」が学内関係組織に自己点検・評価の実施を指示すること、2)関係組織は定期的に根拠資料を収集し、自己点検を実施し、その結果を「点検評価改善委員会」に提出すること、3)「点検評価改善委員会」は全体を取りまとめて評価し校長に報告すること、等が明記されている。	再掲
	資料1-1-1-(2)-03_旭川高専「教育の質保証」PDCAサイクル	自己点検・評価活動を駆動させるのは「点検評価改善委員会」である。当該委員会が集約審議した点検結果は全て校長へ報告され(C)、その後校長から指示を受けた「経営総合企画室」により改善案が策定され(A)、「運営会議」での審議了承を経て校長から改善指示が発出され(P)、関係組織が改善に向けた活動を実施する(D)仕組みとなっている。	
	資料1-1-1-(2)-04_旭川工業高等専門学校経営総合企画室規則	本規則第2条により、「経営総合企画室」が教育研究の改善に関する企画について審議することが定められている。	
	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	本規則第2条第2項第1号により、「運営会議」が教育効果の向上に関する事項を審議することが定められている。	
(3)(1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料(関連規程等)		
■ 設定している	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針	本方針の「3.評価項目及び根拠資料」において、本校での自己点検・評価の評価項目及び根拠資料は、機関別認証評価の基準・観点・項目を考慮しつつ、「点検評価改善委員会」が定めると明記されている。	再掲
【重点評価項目】			
観点1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。			
【留意点】			
<p>○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR(インスティテューショナル・リサーチ)活動として実施している場合も考えられる。</p> <p>○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。(1-1-①の留意点の再掲。)</p> <p>○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検(分析)・評価されていること。(1-1-①(3)と関連。)</p>			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料1-1-2-(1)-01_令和5年度旭川工業高等専門学校自己点検評価について(通知)	点検評価改善委員長から教職員宛の通知文。	

	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針	本方針の「別紙」において、点検評価の各項目に関わる根拠資料を収集・蓄積する部署や委員会、責任者の一覧が明示されている。	再掲
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針		再掲
	資料1-1-1-(2)-03_旭川高専「教育の質保証」PDCAサイクル	「点検評価改善委員会」が学内関係組織に自己点検・評価の実施を指示し、それを受けて関係組織が定期的に根拠資料を収集し、自己点検を実施し、その結果を当該委員会に提出すること、及び「点検評価改善委員会」は、各組織から提出された自己点検・評価結果を取りまとめて審議し、校長に報告する仕組みとなっている。	再掲
(2)自己点検・評価を定期的実施しているか。	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
■ 実施している	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針	本方針の第1項及び第2項により、学校教育法第109条に定める自己点検・評価を、3年以内の周期で実施・公表することが定められている。	再掲
	資料1-1-2-(2)-01_令和5年度旭川工業高等専門学校自己点検・評価報告書		
	資料1-1-2-(2)-02_令和4年度旭川工業高等専門学校自己点検・評価報告書		
	資料1-1-2-(2)-03_自己点検・評価報告書「旭川高専の現状と課題」ー新たな価値創造を目指してー		
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	<p>本校ではこれまで8回自己点検・評価を実施し、それぞれ報告書にまとめている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 平成5年度（平成元～4年度分）「旭川高専の現状と課題」 2) 平成10年度（平成5～9年度分）「旭川高専の現状と課題ー21世紀に生きる高専教育を目指してー」 3) 平成15年度（平成10～14年度分）「旭川高専の現状と課題ー明日への新たな飛躍を目指してー」 4) 平成20年度（平成15～19年度分）「旭川高専の現状と課題ー未来を拓く高専教育を目指してー」 5) 平成27年度（平成20～26年度分）「旭川高専の現状と課題ーグローバルな高専を目指してー」 6) 平成29年度（平成27、28年度分）「旭川高専の現状と課題ー新たな価値創出を目指してー」 7) 令和5年度（令和4年度分）「令和4年度自己点検・評価報告書」 8) 令和6年度（令和5年度分）「令和5年度自己点検・評価報告書」 <p>平成26年度以前は、5年毎に都度都度暫定的な規則・体制が構築され、その下で自己点検・評価が実施されてきたが、平成29～令和3年度の5年間は結果的に未実施であった。その後、令和4、5年度に連続して実施され、5年度に制定された「旭川工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」において、「自己点検・評価は3年を超えない範囲内で全ての評価項目を実施し、その結果を公表する」ことが明文化された。周期については、負荷の集中を避けつつ継続的に自己点検を実施するため、3年とした。</p>		
(3)(2)の結果を公表しているか。	◇公表状況がわかる資料		

■ 公表している	資料1-1-2-(3)-01_旭川工業高等専門学校HP（点検・評価活動）	https://asahikawa-nct.ac.jp/gakkou/index3.html	
【重点評価項目】 観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。			
【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。 （複数チェック■可） ■ 教員 ■ 職員 ■ 在学生 ■ 卒業（修了）時の学生	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。） 資料1-1-3-(1)-01_令和6年校長面談実施要項・通知 資料1-1-3-(1)-02_旭川高専意見箱等の設置について 資料1-1-3-(1)-03_旭川高専意見箱記録簿（令和5年度） 資料1-1-3-(1)-04_旭川工業高等専門学校HP（お問い合わせ）	【教員】「校長面談」による意見聴取の他、常設されている「意見箱」や「ウェブマスター宛メール」により聴取が可能である。	
	資料1-1-3-(1)-05_令和5年度職員人事評価の実施について（通知） 資料1-1-3-(1)-02_旭川高専意見箱等の設置について 資料1-1-3-(1)-03_旭川高専意見箱記録簿（令和5年度） 資料1-1-3-(1)-04_旭川工業高等専門学校HP（お問い合わせ）	【職員】職場長との面談による意見聴取の他、常設されている「意見箱」や「ウェブマスター宛メール」により聴取が可能である。	再掲 再掲 再掲
	資料1-1-3-(1)-04_旭川工業高等専門学校HP（お問い合わせ） 資料1-1-3-(1)-02_旭川高専意見箱等の設置について 資料1-1-3-(1)-03_旭川高専意見箱記録簿（令和5年度） 資料1-1-3-(1)-06_専攻科1年生と校長との懇談会の記録について 資料1-1-3-(1)-07_本科1年生（留学生及び編入学生含む）と校長との懇談会の記録について 資料1-1-3-(1)-08_級長と各主事との懇談会の開催について 資料1-1-3-(1)-09_2023年度旭川高専学生アンケートの実施について 資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果 資料1-1-3-(1)-11_令和5年度「学生による授業評価」アンケート実施要領 資料1-1-3-(1)-12_2022前期 反応工学【5C】 - 結果 資料1-1-3-(1)-13_令和5年度卒業生・修了生満足度調査の実施について（依頼） 資料1-1-3-(1)-14_「高専での学びの状況」に関する調査用二次元バーコード	【在学生】常設されている「意見箱」や「ウェブマスター宛メール」の他、定期的 に実施される「学生と校長との懇談会」「授業評価アンケート」、不定期に実施さ れる「各種アンケート・調査」により、意見聴取を行っている。	再掲 再掲 再掲
	資料1-1-3-(1)-09_2023年度旭川高専学生アンケートの実施について 資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果 資料1-1-3-(1)-13_令和5年度卒業生・修了生満足度調査の実施について（依頼）	【卒業（修了）時の学生】卒業・修了を控えた学生に対し、アンケートや調査を実 施し、意見聴取を行っている。	再掲 再掲 再掲

<input type="checkbox"/> その他			
【外部評価】 <input checked="" type="checkbox"/> 外部有識者の検証	資料4-2-1-(7)-05_令和5年度旭川工業高等専門学校外部評価報告書		
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第2回点検評価改善委員会議事要旨(R6.5.8)	令和5年度「外部評価報告書」に記載された外部評価意見に基づき、関係組織への改善内容について検討した。	
	資料1-1-3-(2)-07_令和6年度第2回運営委員会議事要旨(R6.5.16)		
	資料1-1-4-(3)-01_外部評価に基づく改善について	令和5年度外部評価結果に基づいて、校長より学内関係組織に改善が指示された。	
<input checked="" type="checkbox"/> 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）	資料1-1-3-(2)-08_令和6年度第2回教務委員会議事要旨(6.4.16)	平成29年度の「機関別認証評価」で指摘された事項に対し、令和6年度第2回教務委員会(R6.4.16)において、「成績評価の確認に関する申し合わせ」及び「試験問題の確認に関する申し合わせ」を制定した。また同委員会において、「令和5年度成績評価の確認に関する実施要項」及び「令和5年度前期末試験問題の確認に関する実施要項」を作成し、成績評価の妥当性等の確認を行った。	
	資料1-1-3-(2)-09_令和5年度第11回運営委員会議事要旨(R6.3.21)	平成29年度の「機関別認証評価」で指摘された事項に対し、2023年度の企業アンケートでは質問内容をDPに則したものと変更し、教育の成果をより適切に測れるよう改善した。また、校長から、前回指摘事項および改善の実施状況について運営会議で説明し、さらなる改善指示を行った。	
<input type="checkbox"/> 設置計画履行状況調査 <input type="checkbox"/> その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】
観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。
 1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。
- 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等） 資料1-1-1-(2)-03_旭川高専「教育の質保証」PDCAサイクル		再掲
	資料1-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則	本規則第2条第1号から第3号により、「点検評価改善委員会」が自己点検・評価、機関別認証評価及び外部評価に関する事項を審議することが定められている。	再掲

	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針		再掲
	資料1-1-1-(2)-04_旭川工業高等専門学校経営総合企画室規則		再掲
	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則		再掲
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第2回点検評価改善委員会議事要旨(R6.5.8)	令和5年度「外部評価報告書」に記載された外部評価意見に基づき、関係組織への改善内容について検討した。	再掲
(2)前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01_試験問題の確認に関する申し合わせ	【基準5_教育内容及び方法】における改善を要する点として、「準学士課程では、追試験・再試験において本試験と同じ問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で、成績評価が必ずしも適切に実施されていない」との指摘を受けた。 これを受けて、令和6年度第2回教務委員会(R6.4.16)において、「成績評価の確認に関する申し合わせ」及び「試験問題の確認に関する申し合わせ」を制定した。また同委員会において、「令和5年度成績評価の確認に関する実施要項」及び「令和5年度前期末試験問題の確認に関する実施要項」を作成し、成績評価評価の妥当性等の確認を行った。	
	資料1-1-4-(2)-02_成績評価の確認に関する申し合わせ		
	資料1-1-3-(2)-08_令和6年度第2回教務委員会議事要旨(6.4.16)		再掲
	資料1-1-4-(2)-03_令和5年度成績評価の確認に関する実施要項		
	資料1-1-4-(2)-04_令和5年度試験問題の確認に関する実施要項		
	資料1-1-3-(1)-22_令和5年度旭川高専企業アンケート結果		【基準6_教育の成果】における改善を要する点として、「卒業(修了)生や進路先関係者から意見聴取を行っているものの、その意見聴取の内容は教育目標の達成度を直接確認するものとはなっていない」との指摘を受けた。
	資料1-1-3-(2)-09_令和5年度第11回運営会議議事要旨(R6.3.21))	2023年度のアンケートでは質問内容をDPに則したものと変更し(質問項目4)、教育の成果をより適切に測れるよう改善した。また、校長から、前回指摘事項及び改善の実施状況について運営会議で説明。校長からさらなる改善指示を行った。	再掲
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-2-(2)-01_令和5年度旭川工業高等専門学校自己点検・評価報告書	3ページ_観点3-1-②(学生アンケートの結果から、学内ネットワークネットワーク制限の緩和や、アクセスポイント増設等の改善が行われた。)	再掲
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01_令和5年度旭川工業高等専門学校自己点検評価について(通知)	令和4年度の自己点検評価結果に基づく改善の検討状況・計画の報告、及び改善状況の確認について、「点検評価改善委員会」が学内組織に対し要請している(但し、1-1-1-(2)に上述したように、令和6年度以降、改善指示は「運営会議」(校長)から各組織へ発出するよう変更されている)。	再掲
	資料1-1-3-(2)-07_令和6年度第2回運営会議議事要旨(R6.5.16)	令和5年度外部評価結果に基づいて、校長より学内関係組織に改善が指示された。	再掲

資料1-1-4-(3)-01_外部評価に基づく改善について		再掲
-------------------------------	--	----

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし		
------	--	--

評価の視点
1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

（準学士課程）
観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。
- 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のII目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。
- 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） <input type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 学科ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシー ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(2)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書IIに記載したもの。）と整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している	資料1-2-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシー		再掲

	資料1-2-1-(2)-02_教育目標と3つのポリシーの関係		
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	資料1-2-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシー		再掲
観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定される場所であり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。 			
関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） □ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(2)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー 資料1-2-1-(2)-02_教育目標と3つのポリシーの関係 資料1-1-3-(2)-03_令和5年度第8回点検評価改善委員会議事要旨(R6.3.12)	【審議事項3】において、2023年度「旭川高専学生アンケート」の結果から、卒業時の学生がDPで掲げた能力を十分身につけており、CPもDPと整合性が取れていることが確認された。	再掲 再掲 再掲
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可）			

■ どのような教育課程を編成するかを示している	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
■ 学習成果をどのように評価するかを示している	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
	資料1-2-1-(2)-02_教育目標と3つのポリシーの関係		再掲
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 【留意点】
- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
 - 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
 - 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
 - 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
 なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
 - 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2
 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） <input type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 学科ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学校の目的（本評価書IIに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 目的・方針等を踏まえて策定している	資料1-2-1-(2)-02_教育目標と3つのポリシーの関係		再掲
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 明示している	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。			

<p>■ 明示している</p>	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
<p>(5)受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。</p> <p>■ 含まれている</p>	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
<p>(専攻科課程)</p> <p>観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。</p>			
<p>関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1)ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）</p> <p><input type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている</p> <p>■ 専攻ごとに定めている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料</p>		
	資料1-2-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシー	4 ページ	再掲
<p>(2)修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。</p> <p>■ 整合性を有している</p>	<p>資料1-2-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシー</p> <p>資料1-2-4-(2)-01_専攻科教育目標と3つのポリシー関係表</p>	4 ページ	再掲
<p>(3)修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p> <p>■ 示している</p>	資料1-2-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシー	4 ページ	再掲

観点1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
 ○ 観点1-2-②の留意点に準ずるものとする。

関係法令 (施)第165条の2 (設)第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2
 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン
 （平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） <input type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 専攻ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(2)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
	資料1-2-4-(2)-01_専攻科教育目標と3つのポリシー関係表		再掲
	資料1-1-3-(2)-03_令和5年度第8回点検評価改善委員会議事要旨(R6.3.12)	【審議事項3】において、2023年度「旭川高専学生アンケート」の結果から、修了時の学生がDPで掲げた能力を十分身につけており、CPもDPと整合性が取れていることが確認された。	再掲
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育課程を編成するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育内容・方法を実施するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している <input type="checkbox"/> その他	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
	資料1-2-4-(2)-01_専攻科教育目標と3つのポリシー関係表		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
 ○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。

関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関する ガイドライン (平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。(複数チェック■可) <input type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 専攻ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)		
	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
(2)入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)は、学校の目的や専攻科課程の目的(本評価書Ⅱに記載したもの)、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて策定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 目的・方針等を踏まえて策定している			
	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
(3)入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 明示している			
	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
(4)入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 明示している			
	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
(5)受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 含まれている			
	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー		再掲
1-2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			

観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【留意点】

- (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。

関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則	本規則第2条第11号に定めている。	
	資料1-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則	社会の状況等を把握、3ポリシーの点検を行い、「教務委員会」に報告することとなっている。	再掲
(2)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検し、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-1-3-(1)-17_2023年度旭川高専卒業生・修了生アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-22_令和5年度旭川高専企業アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和5年度第6回点検評価改善委員会議事要旨(R5.11.28)	2ページ報告事項3の通り、本校の卒業生・修了生アンケートの結果より本校のDPが適切であることが確認された。	再掲
資料1-1-3-(2)-03_令和5年度第8回点検評価改善委員会議事要旨(R6.3.12)	1ページ審議事項3の通り、本校の学生アンケートの集計結果よりDP、CPが適切であることが確認された。また、2ページ審議事項4の通り、企業アンケートの集計結果よりDPが適正であり、それに基づいた学生が育っていることが確認された。	再掲	

1-3 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準1

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

<p>評価の視点</p> <p>2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p>			
<p>観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。 			
<p>関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の4</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。</p> <p>■ 整合性がとれている</p>	<p>◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。</p>		
	<p>資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く</p>	<p>学則第1条で本校の目的を定め、それを受けて学則第7条で学科構成、第7条の2で学科の教育上の目的を定めている。</p>	
	<p>資料2-1-1-(1)-02_本科教育目標・三つの方針（教務委員会資料）</p>	<p>ディプロマポリシーは、学科の教育上の目的を受けたものとなっている。</p>	
	<p>本校は教育基本法の精神にのっとり、かつ、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。【学則第1条】本校の教育理念は、国際的視野を持ち社会に資する人間性に富んだ高度で実践的な技術者を育成する。このため具体的な教育目標を次のように定めている。 （本科）①一般教養及び科学技術の基礎知識と工学の専門知識を備えた教養豊かな人材を育成する。②社会の課題に対応できるように協働性を持って自主的に行動できる能力を備えた実践的な人材を育成する。③国際的適応力と英語力を持ちグローバルに活躍する能力を備えた人材を育成する。④広い視点からの思考力と創造性を持ち、自立して行動できる人材を育成する。⑤健全な心身と将来的視野を備え、豊かな人間性を持った人材を育成する。本校ではこの理念に基づいて、機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科、物質化学工学科の4学科を準学士過程として設置し、それぞれの学科が定める本科教育目標・DP（資料2-1-1-(1)-02）に基づいた学習成果を上げた者に準学士の称号を授与する。</p>		

観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	学則第41条で本校の目的を定め、それを受けて学則第42条で専攻構成、第42条の2で専攻の教育上の目的を定めている。	再掲
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-2-4-(2)-01_専攻科教育目標と3つのポリシー関係表	ディプロマポリシーは、各専攻の教育上の目的を受けたものとなっている。	再掲
	専攻科は、本校の教育理念のもと、社会を支える技術者を育成するため、高等専門学校における5年間の課程で培われた工学に関する知識・技術をより深く教授するため、生産システム工学専攻、応用化学専攻の2つの専攻の専攻科を設置している。生産システム専攻はメカトロニクス、エレクトロニクス、コンピュータ応用等の技術が融合した生産システム分野において活躍できる、創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。応用化学専攻は、化学・バイオ関連産業における製品・技術の開発及びこれに伴う環境への配慮に柔軟に対応できる、創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。それぞれの専攻は専攻の教育上の目的を受けたDPに沿った教育課程を編成している。		

観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	「運営会議」は、校長の諮問に応じ、旭川工業高等専門学校における学校運営全般に関する重要事項について審議し、校務の円滑な運営を図る。具体的な準学士課程、専攻科の教育活動を審議する体制として、「入学者選抜委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」を設置している。	再掲
	資料1-1-1-(2)-02_旭川工業高等専門学校組織図(R06.04.01現在)	校内全体の組織図は資料の通りである。「入学者選抜委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」が配置され、各委員会はそれぞれの規則に基づいて教育活動を有効に展開するよう努めている。	再掲
	資料2-1-3-(1)-01_旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規則		
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則		再掲
資料2-1-3-(1)-03_旭川工業高等専門学校学生委員会規則			
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01_令和5年度運営会議議事要旨（全16回）	「運営会議」の1年間の活動実績を示す。	
	資料2-1-3-(2)-02_令和5年度教務委員会議題一覧	「教務委員会」の1年間の活動実績を示す。専攻科の教務に関する事項の審議等は「教務委員会」で行っている。	
	資料2-1-3-(2)-03_令和5年度学生委員会議事要旨(全12回)	「学生委員会」の1年間の活動実績を示す。専攻科の学生生活に関する事項の審議等は「学生委員会」で行っている。	
	資料2-1-3-(2)-04_令和5年度入学者選抜委員会議事要旨（全9回）	「入学者選抜委員会」の1年間の活動実績を示す。専攻科の入試に関する事項の審議等は「入学者選抜委員会」で行っている。	
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			

観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、基幹(専任)教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。)
- (4)(5)については、基幹教員以外の教員(助手を除く)(非常勤講師)についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>■ 満たしていると判断する</p>			
(1)一般科目担当の基幹教員(なお従前の例による場合は「専任教員」)を法令に従い、確保しているか。	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
■ 確保している		高専設置基準に定められた準学士課程に必要な一般科目担当教員は18名以上である。本校人文理数総合科(一般教養科)の教員数は21名であり、設置基準に従って確保されている。	
(2)専門科目担当の基幹教員(なお従前の例による場合は「専任教員」)を法令に従い、確保しているか。			
■ 確保している		高専設置基準によれば、専門学科教員は29名以上確保することが必要である。本校専門学科の教員数は38名であり、設置基準に従って確保されている。	
(3)基幹教員であって専門科目を担当する教授及び准教授の数は、一般科目を担当する基幹教員数と専門科目を担当する基幹教員数との合計数の二分の一以上となっているか。(なお従前の例により「専任教員」を置く場合は、専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。)			
■ なっている(確保している)		一般科目担当教員の教授及び准教授の人数が19名、専門科目担当教員の教授及び准教授の人数が32名、合計数51名であることから、専門科目を担当する教授及び准教授の人数は教授及び准教授の2分の1以上となっている。	
(4)適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
■ 担当が適切である	◇【様式2-3】担当教員一覧表		
		各教員が専門分野に関連した科目を担当している。	
(5)適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(複数チェック■可)	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
■ 博士の学位	資料2-2-1-(5)-01_多様な教員及び博士・技術士取得者	専門・理系教員46名のうち41名、人文系教員9名のうち8名が博士の学位を取得している。	

<input checked="" type="checkbox"/> ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） <input type="checkbox"/> 技術資格 <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） <input checked="" type="checkbox"/> 海外経験 <input type="checkbox"/> その他	資料2-2-1-(5)-02_教員（非常勤講師含む）資格取得一覧		
	資料2-2-1-(5)-01_多様な教員及び博士・技術士取得者	民間企業等の実務経験は27名で、全教員の47.4%を占めている。	再掲
	資料2-2-1-(5)-01_多様な教員及び博士・技術士取得者	海外経験教員は1名で、タマサート大学准教授を経験している。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は、「特例適用専攻科」の認定を受けていることから、専攻科の授業担当教員を適切に確保し、適切な専門分野の教員がその専門性と専攻科の担当授業科目内容及び研究指導（学修総まとめ科目）の課題内容とを適合させて担当していることから、本観点を満たしていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 (リストから選択してください)	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 (リストから選択してください)	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 (リストから選択してください)	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令 (設)第6条第11項

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。</p> <p>■ 配慮している</p>	<p>◇教員の年齢構成がわかる資料 (観点4-3-①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。)</p> <p>資料2-2-3-(1)-01_教員構成等 (R6.4.1)</p> <p>資料2-2-3-(1)-02_旭川工業高等専門学校教員選考規則</p> <p>資料2-2-3-(2)-01_公募要領</p> <p>◆配慮の取組について、資料を基に記述する。</p> <p>教員選考の際に、校長に提出する「教員選考申出書」(教員選考規則別記様式)で教育経歴、研究経歴、社会貢献歴、国際貢献歴、研究業績について審査し、さらに面接を行い総合的に判断している。その結果、教員構成等の基幹教員年齢別・性別集計表に示すように、偏りがなくバランスの取れた年齢構成になっている。</p>		
<p>(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。(複数チェック■可)</p> <p>■ 教育経歴</p> <p>■ 男女比</p> <p>□ その他</p>	<p>◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料</p> <p>資料2-2-3-(1)-02_旭川工業高等専門学校教員選考規則</p> <p>資料2-2-3-(2)-01_公募要領</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	<p>第9条第1項第5号で常勤教員、第10条第2号で非常勤教員の教育経歴を確認することとしている。</p> <p>公募要領の備考に、男女共同参画の推進について記載している。</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>(3)在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(複数チェック■可)</p> <p>□ 学位取得に関する支援</p> <p>□ 任期制の導入</p> <p>■ 公募制の導入</p>	<p>◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料</p> <p>資料2-2-3-(3)-01_学内昇任募集要領</p>		

<input type="checkbox"/> 教員表彰制度の導入 <input type="checkbox"/> 企業研修への参加支援 <input checked="" type="checkbox"/> 校長裁量経費等の予算配分 <input type="checkbox"/> ゆとりの時間確保策の導入 <input type="checkbox"/> サバティカル制度の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 他の教育機関との人事交流 <input type="checkbox"/> その他			
	資料2-2-3-(3)-02_旭川工業高等専門学校校長裁量経費(研究促進経費)配分基準	校長裁量経費から研究促進経費を予算措置している。	
	資料2-2-3-(3)-03_校長裁量経費(研究促進経費)申請書_別記様式	研究促進経費の申請者は、「校長裁量経費（研究促進経費）申請書」（別記様式）を用いて申請する。	
	資料2-2-3-(3)-04_高専と両技科大との教員交流実施要項	豊橋・長岡両技科大との教員交流実施要領に基づき、学科長、科長が交流候補者を推薦する。	
	資料2-2-3-(3)-05_両技科大との教員交流通知メール		
	資料2-2-3-(3)-06_高専・両技科大間教員交流制度派遣・受入実績一覧		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 資料2-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教員評価基本方針	校長が教育、研究、社会貢献及び学校運営の4部門について評価している。	

	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教員評価基本方針		再掲
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	資料2-3-1-(1)-03_教員評価シート		
	資料2-2-3-(3)-03_校長裁量経費(研究促進経費)申請書_別記様式		再掲
	資料2-3-1-(2)-01_R5校長裁量経費(研究促進経費)集計+配分		
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。(複数チェック■可) ■ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 <input type="checkbox"/> 教員組織の見直し <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	資料2-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教員評価基本方針		再掲
	資料2-2-3-(3)-02_旭川工業高等専門学校校長裁量経費(研究促進経費)配分基準	校長裁量経費(研究促進経費)配分基準第1条において、教育職員の研究に対する意欲を向上させ、研究水準の維持向上を図るとともに、研究の進展と競争的資金の獲得を図るため、校長裁量経費から研究促進経費を予算措置している。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
	提出された申請書のポイントに基づいて配分額を決め、研究費として配分している。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料1-1-3-(1)-11_令和5年度「学生による授業評価」アンケート実施要領	常勤だけでなく非常勤教員も含めて、学生の授業に対する取り組み姿勢及び授業評価を継続的に行い、授業の改善、FDの一環として教員の質的向上を図るために実施している。	再掲
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-01_2023前期 ライフサイエンス【2M】 - 結果	学生から授業実施状況、試験、熱意、教材等の評価の他に、良かった点、悪かった点のコメントを受け、それに対する教員コメントを記載している。	

観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令 (設)第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）</p> <p>資料2-2-3-(1)-02_旭川工業高等専門学校教員選考規則</p> <p>資料2-3-2-(1)-01_旭川工業高等専門学校教員昇任基準</p> <p>資料2-3-2-(1)-02_旭川工業高等専門学校教員採用基準</p>		再掲
<p>(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可）</p> <p>■ 模擬授業の実施</p> <p>■ 教育歴の確認</p> <p>■ 実務経験の確認</p> <p>■ 海外経験の確認</p> <p>■ 国際的な活動実績の確認</p> <p>□ その他</p>	<p>◇実施・確認していることがわかる資料</p> <p>資料2-2-3-(2)-01_公募要領</p> <p>資料2-3-2-(2)-01_教員選考委員会議事要旨</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	<p>公募要領の選考内容において、第一次選考書類審査（履歴書、研究業績一覧、主要著書・論文、研究・開発等の履歴・概要、教育業績の審査）を実施し、一次選考合格者に対して第二次選考面接審査及び模擬授業を実施することを明記している。履歴書で実務経験、海外経験を確認し、面接で国際的な活動について評価している。さらに、教員選考委員会から運営会議に審査結果が報告され、採用の可否を審議している。</p>	再掲
<p>(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-3-2-(3)-01_令和5年度第10回運営会議議事要旨（R6.2.15）</p> <p>教員選考委員会は模擬授業、プレゼンテーション、面接を実施している。面接員が教育、研究、学生指導、地域貢献・社会貢献、国際交流、人物の項目を評価し、運営会議で決定している。</p>		
<p>(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料</p> <p>資料2-2-3-(1)-02_旭川工業高等専門学校教員選考規則</p>	<p>第10条で「非常勤講師の採用基準は(1)設置基準に定める講師以上の資格を有する者(2)相当の教育指導歴があり、本校の教育方針に沿った教育指導ができる者(3)70歳以下（採用する年度の4月1日現在）である者(4)心身ともに健全である者」と定めている。</p>	再掲
<p>2-3 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			

評価の視点			
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令（設）第9条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則	第2条第9号で教育内容、授業内容及び教育方法等の改善に関することを審議することとしている。	再掲
	資料2-4-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校FD・SD推進室運営規則	第2条において「FD・SD推進室」はFD及びSDの推進について企画・立案し、関係組織等と連携して実施することを目的としている。第7条により室長は室における検討結果等を教務主事に報告する。	
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02_令和5年度FD事業一覧		
	資料2-4-1-(1)-03_FD講演会の開催について（通知）	「FD・SD推進室」で企画立案し、メールで案内している。	
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02_令和5年度FD事業一覧	FD事業の一覧で実施状況を「教務委員会」で報告している。	再掲
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(1)-02_令和5年度FD事業一覧	FD事業一覧、他機関主催6.その他の実績報告①、⑦のテーマに教育支援者（技術職員）が参加している。	再掲

<p>(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。</p> <p>■ 結びついている</p>	<p>◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-4-1-(3)-01_北海道共創ラーニング報告書</p>	<p>第3学年全学科対象のPBL科目「創造演習Ⅰ」（後期開講）の進め方などについて、授業設計していただいている講師によるFD講演会を実施した。「創造演習Ⅰ」は4つのテーマ（食品・農業、医療・福祉、環境、地方創生）から1つを選択し、他学科の学生とのグループ活動をベースとして、学外パートナー（地元企業）からの協力を得ながら地域における課題を見出し、解決するプロセスを提案する。FD講演会ではグループのメンターとなる教員に対してPBL授業の進め方、考え方について研修を受けた。その取り組みを共創ラーニング報告書18ページに記載している。また、その成果である創造演習成果発表会を学外の会場で発表している。（42ページ）</p>	
---	---	--	--

観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

- 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。
- 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の高等専門学校が定める者（以下、「指導補助者」という）を配置する場合は、(3)についても分析すること。

関係法令（法）第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号（設）第6条第1項～第4項、第7条、第26条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。</p> <p>■ 配置している</p>	<p>◇【様式2-1】高等専門学校現況表</p> <p>◇役割分担が確認できる資料（事務組織規程、事務組織図、技術室規程、職員一覧）</p> <p>◇助手を配置する場合、助手の位置づけ・支援内容と人数配置状況が明示されている資料</p> <p>資料2-4-2-(1)-01_旭川工業高等専門学校事務部組織規則</p> <p>資料2-4-2-(1)-02_旭川工業高等専門学校技術創造部組織規則</p>	<p>事務部組織規則に従って事務職員を配置している。</p> <p>技術創造部組織規則に従って技術職員を配置している。</p>	
<p>(2) 図書館に専門的職員その他の専属の教員または事務職員等を法令に従い適切に配置しているか。</p> <p>■ 配置している</p>	<p>資料2-4-2-(1)-03_職員組織図(R06.04.01)</p>	<p>事務部組織規則に従って図書館専門的職員の専任1名、事務補佐員（司書資格保有者）を配置している。</p>	

(3) 指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されているか。	◇【様式2-1】高等専門学校現況表 ◇教育補助者（指導補助者）の定義、業務内容、採用手続きについて定めた規程		
(リストから選択してください)			

観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

- スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。
FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。
- 指導補助者を配置する場合は、(2)についても分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
■ 行っている	資料2-4-3-(1)-01_SD・FD一覧	事務職員が自高専で主催したFD講演会に参加し、研修を受けている。	
	資料2-4-2-(1)-02_旭川工業高等専門学校技術創造部組織規則	技術職員は第3条にあげる業務のためにFD研修を受けている。第10条第1号で研修の結果等について報告することが定められている。	再掲
	資料2-4-3-(1)-02_北海道大学・旭川工業高等専門学校技術職員相互交流研修	北海道大学と旭川工業高等専門学校の技術職員を相互に派遣することにより、技術職員のスキルアップ及びマルチスキル獲得の機会を創出するとともに、技術職員が有するスキルや情報の共有を図り、両機関の連携を強化し、技術職員の交流を促進することを目的として、実施している。	
	資料2-4-3-(1)-03_技術創造部活動報告会_予稿集	研修の結果等を「技術創造部活動報告会」で報告している。	
	資料2-4-3-(1)-04_令和6年度学務担当者向けオンデマンド研修について（依頼）	本校事務職員2名が受講している。	
(2)指導補助者を配置する場合、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修の内容が確認できる資料 ◇実施状況一覧		
(リストから選択してください)			

2-4 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 2			
優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。 また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ (2)の必要な施設とは、高等専門学校設置基準第23条及び第24条に規定されている施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第27条の2、第27条の3、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地・校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	28ページ	
(2) 必要な施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	28ページ	再掲
(3) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。(複数チェック■可) ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	26ページ	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(4) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	図書館に自学自習のスペースとして「ラーニング・コモンズ」を設置している(26ページ)。情報処理センターでPCを用いた自学自習ができる(28ページ)。	再掲
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	15及び16ページに図書館と情報処理センターの利用可能日時について記載している。	

	資料3-1-1-(1)-03_令和6年度学級担任の手引き	6ページに図書館（ラーニング・commons）の活用について明記している。	
	資料3-1-1-(4)-02_校舎案内図	教員室の前に「多目的室」が配置され、学生が学校が空いている時間であればいつでも自由に自学自習に取り組むことができる。	
(5) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。 (複数チェック■可)	◇設置状況がわかる資料		
■ 厚生施設	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	厚生施設として秀峰会館を設置している（27ページ）。	再掲
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	25ページに秀峰会館の利用可能日時について記載している。	再掲
□ コミュニケーションスペース			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
■ 整備している	資料3-1-1-(6)-01_旭川工業高等専門学校安全衛生委員会規則		
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(6)-02_安全な作業（工作）を行うために		
	資料3-1-1-(6)-03_安全管理マニュアル（平成29年5月改訂）		
	資料3-1-1-(6)-04_実験実習安全必携		
(7) (6)の体制が有効に機能しているか。	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。		
■ 機能している	資料3-1-1-(7)-01_職場巡視実施場所		
	資料3-1-1-(7)-02_令和5年度安全衛生に関する講演会実施報告		
	資料3-1-1-(7)-03_シラバス（安全講習ガイダンス）	各学科において、実験の授業の初回に安全に関する講習を実施している。	
	安全衛生管理計画を定め、衛生管理者による職場巡視実施場所一覧に基づき定期的に職場巡視を実施して作業環境の安全管理を図るとともに、改善点があった場合は、改善策を立案・実行し、改善報告を義務づけている。学生については、各学科において、実験の授業の初回に安全に関する講習を実施している。 教職員向けの講演会については、R5年度は旭川市の「メンタルヘルス講演会」を実施している。		
(8) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
■ 行っている	資料3-1-1-(8)-01_バリアフリーマップ		

<p>(9) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇体制に関する規程等の資料</p>			
	<p>資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針</p>		再掲	
	<p>資料1-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則</p>	<p>「点検評価改善委員会」で実施したアンケート等による調査に基づき、校長から各学内関係組織に改善を依頼している。</p>		
	<p>資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則</p>	<p>第2条9号に定めている。</p>	再掲	
	<p>資料3-1-1-(9)-01_旭川高専学生アンケート結果に基づく改善依頼について</p>			
	<p>資料3-1-1-(9)-02_級長と各主事との懇談会に関する申合せ</p>	<p>各主事は、級長から意見を聞いて改善につなげている。</p>		
<p>(10) (9)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料</p>			
	<p>資料3-1-1-(10)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会議事要旨（第6-8回）</p>	<p>第6回審議事項2、報告事項1、2、第7回審議事項1、第8回審議事項1において改善等について審議している。</p>		
	<p>資料3-1-1-(9)-01_旭川高専学生アンケート結果に基づく改善依頼について</p>		再掲	
	<p>資料3-1-1-(10)-02_学生アンケート結果に基づく改善状況</p>			
	<p>資料3-1-1-(10)-03_令和5年度第8回教務委員会議事要旨（R5.10.18）</p>	<p>審議事項5においてアンケート結果に基づく改善について審議している</p>		
	<p>資料3-1-1-(10)-04_令和5年度第8回教務委員資料5（R5.10.18）</p>			
	<p>◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。</p> <p>在学生に対して、年1回の自由記述も含めた学生アンケートを実施している。その結果、学内施設の環境改善の要望から、「点検評価改善委員会」から各担当部署に改善を要請しており、学内ネットワーク制限の緩和、「ラーニングcommons」の再開など教育研究活動の改善が行われた。</p>	<p>令和5年度からは校長が改善要請を行っている。</p>		
<p>資料1-1-3-(2)-01_2022年度「旭川高専学生アンケート」結果に基づく改善依頼および改善の実施状況について</p>		再掲		
<p>観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。</p> <p>○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>				
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>	
<p>(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。</p>	<p>◇ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）</p>			

<p>■ 整備している</p>	<p>資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧 資料3-1-2-(1)-01_旭川工業高等専門学校情報処理センター運営規則 資料3-1-2-(1)-02_旭川工業高等専門学校情報処理センター利用細則</p>	<p>学校要覧28ページ</p>	<p>再掲</p>
<p>(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料3-1-2-(2)-01_旭川工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程 資料3-1-2-(2)-02_旭川工業高等専門学校サイバーセキュリティ教職員規程 資料3-1-2-(2)-03_旭川工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理組織規程 資料3-1-2-(2)-04_旭川工業高等専門学校サイバーセキュリティ推進規程 資料3-1-2-(2)-05_旭川工業高等専門学校サイバーセキュリティ利用者規程 資料3-1-2-(2)-06_BYODに関するガイドライン（学生向け）</p>		
<p>(3) ICT環境は有効に活用されているか。</p> <p>■ 活用されている</p>	<p>◇ICT環境の利用状況がわかる資料 資料3-1-2-(3)-01_r6情報処理センター時間割 資料3-1-2-(3)-02_温度・人数・忘れ物確認表_2024年度4月 資料3-1-2-(3)-03_令和6年度旭川高専教職員アンケート結果 資料3-1-2-(3)-04_令和6年度第3回点検評価改善委員会議事要旨(6.6.3) 資料3-1-2-(3)-05_情報・数理基礎シラバス 資料3-1-2-(3)-06_【教職員向け】令和5年度情報セキュリティe-Learningについて 資料3-1-2-(3)-07_【教職員向け】令和5年度旭川高専情報セキュリティe-Learning 資料3-1-2-(3)-08_3-1.学生宛て【R6】</p>	<p>ICT教室（情報処理センター、マルチメディア実習室）の利用人数を示している。 アンケートによりICTが有効に活用されていることが確認されている。 全学科第1学年の学生を対象に授業の5週目から7週目でセキュリティ教育を実施している。</p>	
<p>(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇体制に関する規程等の資料 資料3-1-2-(1)-01_旭川工業高等専門学校情報処理センター運営規則 資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価に関する基本方針</p>		<p>再掲 再掲</p>
<p>(5) (4)の体制が機能しているか。</p> <p>■ 機能している</p>	<p>◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料3-1-1-(10)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会議事要旨（第6-8回） 資料3-1-1-(10)-03_令和5年度第8回教務委員会議事要旨（R5.10.18）</p>	<p>第6回審議事項2、報告事項1、2、第7回審議事項1、第8回審議事項1において 審議事項5において、アンケート結果に基づく改善について審議している</p>	<p>再掲 再掲</p>

資料3-1-1-(10)-04_令和5年度第8回教務委員資料5 (R5.10.18)		再掲
資料1-1-3-(2)-01_2022年度「旭川高専学生アンケート」結果に基づく改善依頼および改善の実施状況について		再掲

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

- 【留意点】
- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、電子ジャーナル、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
 - 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第26条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料 資料3-1-3-(1)-01_令和5年度学校要覧（26頁） 資料3-1-3-(1)-02_図書館利用案内(R6年度)	26ページ	
(2) 図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 資料3-1-3-(1)-02_図書館利用案内(R6年度) 資料3-1-3-(2)-01_受入統計(令和5年度) 資料3-1-3-(2)-02_令和5年度学生用図書費予算書		再掲
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料3-1-3-(3)-01_利用統計(令和5年度)		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイド等）がわかる資料 資料3-1-3-(1)-01_令和5年度学校要覧（26頁） 資料3-1-3-(1)-02_図書館利用案内(R6年度) 資料3-1-3-(4)-01_旭川工業高等専門学校図書館利用規則	26ページ	再掲 再掲

資料3-1-3-(4)-02_R5ブックハンティング実施要項		
資料3-1-3-(4)-03_令和5年度夏期図書館フェア実施要項		
資料3-1-3-(4)-04_令和5年度冬期図書館フェア実施要項		

3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点

3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。
また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

【留意点】

- 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。
- 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (複数チェック■可)	◇実施状況がわかる資料		
■ 学科生	資料3-1-1-(1)-03_令和6年度学級担任の手引き	1ページ	再掲
■ 専攻科生	資料3-2-1-(1)-02_令和6年度新入生オリエンテーション実施要項 資料3-2-1-(1)-03_令和6年度専攻科オリエンテーション実施要項		
■ 編入学生	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	教務関係規則取扱28ページに定めるように、編入学生、留学生、障害のある学生、社会人学生に関しては「学級担任の手引き」（1ページ）に基づき、「教務委員会」の指導のもと学級担任等により実施。	
■ 留学生			
■ 障害のある学生		障害のある学生については、学生に応じた多様な対応が必要なため、手引きには記載していないが、編入学生、留学生と同様に学級担任がガイダンスを実施している。	
■ 社会人学生		受入れ実績なし	
	資料3-1-3-(1)-02_図書館利用案内(R6年度)		再掲

□ その他	資料3-2-1-(1)-05_令和6年度第1回図書館会議事要旨(R6.5.16)	資料3-1-3-(1)-02を用い、図書館オリエンテーション（ガイダンス）を実施した。	
	資料3-1-1-(6)-02_安全な作業（工作）を行うために		再掲
	資料3-2-1-(1)-06_実習工場ガイダンス	資料3-1-1-(6)-02を用い、授業の初回でガイダンスを実施した。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3-2-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の整備	資料1-1-1-(2)-01_旭川工業高等専門学校教員等組織規則	第24条から第27条で学級担任及び学級副担任について定めている。	再掲
■ オフィスアワーの整備	資料3-2-2-(1)-01_令和6年度専攻科特別研究テーマ一覧 資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	16ページ	再掲
□ 対面型の相談受付体制の整備	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	2ページ（3. 授業時間割（8））で「オフィスアワー」について定めている。	再掲
□ 電子メールによる相談受付体制の整備			
□ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備			
■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-02_【資格試験・検定試験等の支援体制の整備】シラバス（英語コミュニケーションⅠからⅢ） 資料3-2-2-(1)-03_【資格試験・検定試験等の支援体制の整備】特別学修単位認定規則 資料3-2-2-(1)-04_【資格試験・検定試験等の支援体制の整備】令和5年度TOEICIPテスト実施要項	英検の合格者、またはTOEICで一定スコアを取得した学生の成績評価に加点を行っている。	
■ 外国への留学に関する支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-05_国際交流事業への学生への国際交流基金および後援会からの支援金について（R0050628）		
■ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料3-2-2-(1)-06_【その他】令和5年度「スタディサプリ」の活用について	低学年学生の自学自習を支援するために活用している。	

	資料3-2-2-(1)-07_【その他】令和5年度ピアサポート実施要項	学習に関する不安解消のため、高学年学生が低学年学生に対して学習指導をしている。	
	資料3-2-2-(1)-08_【その他】令和5年度旭川高専アカデミックアドバイザー制度(A A A)実施要項	新入生に対する学習目標の明確化と学業に対する動機づけを目的として実施している。	
	資料3-2-2-(1)-09_【その他】明誠寮学習会実施要領	低学年の寮生に対する継続的な学習の習慣づけのために実施している。	
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇各種相談助言体制の利用状況(実績・相談対応例等)がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01_令和5年度TOEICIP受験申込名簿(学生氏名墨塗)		
	資料3-2-2-(2)-02_特別学修による単位認定(令和2年度～令和4年度)		
	資料3-2-2-(2)-03_令和5年度海外派遣募集要項		
	資料3-2-2-(2)-04_令和5年度海外派遣事業助成金		
	資料3-2-2-(2)-05_令和5年度ピアサポート実施報告		
	資料3-2-2-(2)-06_令和5年度旭川高専アカデミックアドバイザー制度(A A A)実施報告書_		
	資料3-2-2-(2)-07_明誠寮学習会記録簿		
	資料3-2-2-(2)-08_スタディサブリ説明会兼ワークショップ資料【抜粋】		
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(複数チェック■可)	◇制度がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の導入	資料1-1-1-(2)-01_旭川工業高等専門学校教員等組織規則		再掲
	資料3-2-2-(1)-01_令和6年度専攻科特別研究テーマ一覧		再掲
■ 学生との懇談会	資料3-1-1-(9)-02_級長と各主事との懇談会に関する申合せ		再掲
■ 意見投書箱	資料1-1-3-(1)-02_旭川高専意見箱等の設置について		再掲
	資料1-1-3-(1)-03_旭川高専意見箱記録簿(令和5年度)		再掲
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(4)-01_令和5年度級長と各主事との懇談会議事録		
	資料3-2-2-(4)-02_令和5年度第17回教務委員会議事要旨		

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

- 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。
- (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01_明誠寮パンフレット	2ページ目（国際寮）	
	資料3-2-3-(1)-02_令和5年度寮生活のしおり	25-28ページ（国際棟の利用について）	
	資料3-2-3-(1)-03_旭川工業高等専門学校外国人留学生規則		
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	留学生に関する支援については、通常の本科生同様に「教務委員会」で対応する。	再掲
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-03_旭川工業高等専門学校外国人留学生規則		再掲
	資料3-2-3-(2)-01_旭川工業高等専門学校チューター制度実施要項		
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	1ページ	再掲
	資料3-2-3-(2)-02_旭川工業高等専門学校学則 別表第1-1	国語と歴史の授業時間に留学生用の科目を配置している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料 資料3-2-3-(2)-03_令和5年度第19回教務委員資料(抜粋)（チューター配置）	実施要項に基づき、チューターに関しては第3学年に配置している。	
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_旭川工業高等専門学校教員等組織規則		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則		再掲
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	編入学生に関する支援については、通常の本科生同様に「教務委員会」で対応する。また、学級担任等が学生と面談を行い、必要な支援計画を作成し、「教務委員会」において確認を行う。	再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-01_令和5年度編入学生支援内容（電気情報工学科）	令和5年度、電気情報工学科第4学年に編入学生が入学し、資料の通りに支援を行った。	
	資料3-1-1-(1)-03_令和6年度学級担任の手引き	1ページ	再掲
	資料3-2-3-(4)-02_令和6年度編入学生支援計画（4M）		
	資料3-2-3-(4)-03_令和6年度第5回教務委員会議事要旨		

	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(4)-02_令和6年度編入学生支援計画(4M)	3月に実施している。	再掲
	資料3-2-3-(4)-03_令和6年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	◇入学後に補習授業や学習相談を行っている場合には、実施状況及びその内容(担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。)		
	資料3-2-2-(1)-06_【その他】令和5年度「スタディサプリ」の活用について	編入学生に対しても「スタディサプリ」を活用している	再掲
	資料3-2-3-(4)-02_令和6年度編入学生支援計画(4M)	入学後も定期的実施している。	再掲
	資料3-2-3-(4)-03_令和6年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-02_令和6年度編入学生支援計画(4M)		再掲
	資料3-2-3-(4)-03_令和6年度第5回教務委員会議事要旨		再掲
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_旭川工業高等専門学校教員等組織規則		再掲
	資料2-1-3-(2)-02_令和5年度教務委員会議題一覧		再掲
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	社会人学生に関する支援については、通常の本科生同様に「教務委員会」で対応する。また、学級担任等が学生と面談を行い、必要な支援計画を作成し、「教務委員会」において確認を行う。	再掲
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組(情報提供(電子メール、ウェブサイト等。))がわかる資料	受入れ実績なし	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料(オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。)		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01_旭川工業高等専門学校学生総合支援センター運営規則		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組(ノートテーカー、チューターの配置)がわかる資料		
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	20ページ(学生生活に関する相談)	再掲
	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	27ページ(「学生相談室」、「修学支援室」)	再掲

	資料3-2-3-(8)-01_令和6年度第1回運営会議議事要旨 (R6.4.11)	報告事項7	
	資料3-2-3-(8)-02_修学上の配慮を要する学生との面談要旨フォーマット		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_令和6年度第1回運営会議議事要旨 (R6.4.11)	報告事項7	再掲
	資料3-2-3-(8)-02_修学上の配慮を要する学生との面談要旨フォーマット		再掲
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。	◇対応状況がわかる資料		
■ 対応している	資料3-2-3-(9)-01_独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	高専機構の対応要領に基づき、学生からの相談窓口を「学生総合支援センター」に設置している。また、合理的配慮提供対象学生及びその内容については、「学生連絡協議会」において審議している。	
	資料3-2-3-(9)-02_平成27年度第11回運営会議議事要旨		
	資料3-2-3-(9)-03_旭川工業高等専門学校学生総合支援センター運営規則	「学生相談室」が設置され、相談に対応している。	
	資料3-2-3-(9)-04_事前相談申請書	入学前に提出され、入学当初に面談を実施している。	
	資料3-2-3-(9)-05_旭川工業高等専門学校学生連絡協議会規則	通常の合理的配慮については「学生総合支援センター」で対応を行っているが、学生個々の事情に応じた配慮が必要な場合は「学生連絡協議会」と協力する。	
	資料3-2-3-(9)-06_令和6年度入学者募集要項	17ページ	
	資料3-2-3-(9)-07_令和6年度入学手続案内(1-23P)	6ページで、修学上の支援を必要とする場合の事前相談について明記している。	
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
■ 行っている	資料3-2-3-(10)-01 【SSW】R6年度勤務日指定表(年度当初)		
	資料3-2-3-(10)-02 旭川高専学生支援組織体制図		
	資料3-2-3-(10)-03_R6学生相談室のご案内(前期・教室掲示用)	スクールソーシャルワーカーについて学生へ案内している	
	SSWも設置して支援を行っている。月に一回程度相談する機会を設けている。		
観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条			
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。(複数チェック■可)	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)		
■ 学生相談室	資料3-2-4-(1)-01_R5学校要覧(抜粋)	27ページ	
■ 保健センター	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	25ページ	再掲
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料3-2-4-(1)-02_R5学生相談室のご案内(前期・教室掲示)		
	資料3-2-4-(1)-03_R5学生相談室のご案内(後期・教室掲示)		

<input checked="" type="checkbox"/> ハラスメント等の相談体制 <input checked="" type="checkbox"/> 学生に対する相談の案内等 <input checked="" type="checkbox"/> 奨学金 <input checked="" type="checkbox"/> 授業料減免 <input type="checkbox"/> 特待生 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急時の貸与等の制度 <input checked="" type="checkbox"/> いじめの防止・早期発見・対処等の体制 <input type="checkbox"/> その他	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	20ページ	再掲
	資料3-2-4-(1)-04_旭川工業高等専門学校学生総合支援センター運営規則	第5条第1項第4号で定めている。	
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	20ページ、59～61ページ	再掲
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	21ページ	再掲
	資料3-2-4-(1)-05_奨学金状況		
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	21ページ	再掲
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	21ページ	再掲
	資料3-2-4-(1)-06_旭川工業高等専門学校いじめ対策室規則		
	資料3-2-4-(1)-07_旭川工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（R5.4改正）		
	資料3-2-4-(1)-08_旭川工業高等専門学校いじめ防止プログラム（R5）		
	資料3-2-4-(1)-09_別冊2 いじめ早期発見・事案対処マニュアル(令和5年3月改訂)		
		◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(2)-01_健康診断の実施について（通知）		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(3)-01_R5学生相談室集計		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料 資料3-2-4-(3)-02_R5授業料等減免変更交付申請内訳		
	資料3-2-4-(1)-05_奨学金状況		再掲
観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】			
○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。 また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。			
○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。			
○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-4-(1)-04_旭川工業高等専門学校学生総合支援センター運営規則	第11条で定めている。	再掲
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	資料3-2-5-(2)-01_技科大等編入学説明会実施要項		
	資料3-2-5-(2)-02_技科大等編入学説明会通知		
□ 進路指導用マニュアルの作成			
□ 進路指導ガイダンスの実施			
■ 進路指導室	資料3-2-4-(1)-04_旭川工業高等専門学校学生総合支援センター運営規則	第11条で「キャリア形成室」について定めている。	再掲
■ 進路先（企業）訪問	資料3-2-5-(2)-03_仕事研究セミナー実施要項		
	資料3-2-5-(2)-04_仕事研究セミナー通知		
■ 進学・就職に関する説明会	資料3-2-5-(2)-05_就職適性検査実施要項		
	資料3-2-5-(2)-06_就職適性検査通知		
	資料3-2-5-(2)-07_面接対策講座実施要領		
	資料3-2-5-(2)-08_面接対策講座通知		
□ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談			
□ 資格取得による単位修得の認定			
■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等	資料3-2-5-(2)-09_学校要覧（国際交流）（抜粋）	32ページ	
	資料3-2-5-(2)-10_令和5年度海外派遣募集要項		
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-5-(2)-01_技科大等編入学説明会実施要項	参加人数36名	再掲

資料3-2-5-(2)-02_技科大等編入学説明会通知		再掲
資料3-2-5-(2)-03_仕事研究セミナー実施要項	参加人数162名	再掲
資料3-2-5-(2)-04_仕事研究セミナー通知		再掲
資料3-2-5-(2)-05_就職適性検査実施要項	参加人数141名	再掲
資料3-2-5-(2)-06_就職適性検査通知		再掲
資料3-2-5-(2)-07_面接対策講座実施要領	参加人数141名	再掲
資料3-2-5-(2)-08_面接対策講座通知		再掲
資料3-2-5-(3)-01_R5キャリア形成室事業参加人数一覧		

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料 資料3-2-6-(1)-01_R5クラブ顧問一覧		
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	26-31ページ	再掲
	資料3-2-6-(1)-02_旭川工業高等専門学校学生委員会規則	第2条第3号で課外教育について審議することとなっている。	
	資料3-2-6-(1)-03_課外指導に関する申合せ事項（抜粋）		
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料 資料3-2-6-(1)-02_旭川工業高等専門学校学生委員会規則	「学生委員会」の審議事項に課外活動に関するところがあり、「学生委員会」（委員長は学生主事）が責任をもつ。また、顧問が活動の支援をしている。	再掲
	資料3-2-6-(1)-03_課外指導に関する申合せ事項（抜粋）	顧問の役割について記載している。	再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料 資料3-2-6-(1)-01_R5クラブ顧問一覧		再掲
	資料3-2-6-(3)-01_令和5年度旭川工業高等専門学校の課外活動に係る在り方に関する方針		

観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01_明誠寮パンフレット		再掲
	資料3-2-3-(1)-02_令和5年度寮生活のしおり		再掲
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-3-(1)-01_明誠寮パンフレット		再掲
	資料3-2-3-(1)-02_令和5年度寮生活のしおり	20ページ（補食室）、21ページ（談話室）	再掲
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-3-(1)-01_明誠寮パンフレット		再掲
	資料3-2-3-(1)-02_令和5年度寮生活のしおり	12ページ（学習時間）	再掲
	資料3-2-2-(1)-09_【その他】明誠寮学習会実施要領		再掲
	資料3-2-7-(3)-01_旭川工業高等専門学校寄宿舎内規	第2条で21時以降を学習時間として定めている。	
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01_明誠寮パンフレット	表紙に入寮者数	再掲
	資料3-2-3-(1)-02_令和5年度寮生活のしおり		再掲
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-09_【その他】明誠寮学習会実施要領		再掲
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01_旭川工業高等専門学校寄宿舎規則		
	資料3-2-7-(3)-01_旭川工業高等専門学校寄宿舎内規		再掲
	資料3-2-7-(5)-02_令和5年度学寮の生活指導等に関する申合せ		
	資料3-2-7-(5)-03_旭川工業高等専門学校寮務委員会規則		
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準3

優れた点

該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点
 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点4-1-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
【留意点】
 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。

関係法令 (設)第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01_貸借対照表5年間		
	資料4-1-1-(1)-02_損益計算書5年間		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03_長期未払金・借入金5年間		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	28ページ	再掲
(3) 過去5年間において運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01_収入金5年間		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		

■ 支出超過となっていない	資料4-1-1-(4)-01_収支（5年間）		
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	支出超過となった年度があるが、次年度予算の前受金等による調整額、立替金等の差額によるもので問題はない。		

観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
■ 策定している	資料4-1-1-(4)-01_収支（5年間）		再掲
	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	学校運営全般に関する重要事項を審議する機関として「運営会議」を置いており、予算は、第2条第2項第11号その他学校運営に関する事項で審議している。	再掲
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02_令和6年度予算（案）	例年、5月の「運営会議」に予算案を諮り、審議・了承を得ている。	
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
■ 明示している	資料1-1-3-(2)-07_令和6年度第2回運営会議議事要旨（R6.5.16）	「運営会議」を通じて、教職員に予算配分方針等を周知している。	再掲

観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

- 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。
- 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。
- 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令（設）第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

<p>(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01_令和6年度当初予算の配分について		
	資料4-1-3-(1)-02_令和6年度予算配分通知		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-03_R5予算差引簿(校長裁量経費)		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01_国立高等専門学校機構会計規則		
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料(議事録等)		
	資料1-1-3-(2)-07_令和6年度第2回運営会議議事要旨(R6.5.16)		再掲
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料(学内全体のマスタープラン等。)		
資料4-1-3-(1)-04_キャンパスマスタープラン			
資料4-1-3-(1)-05_第5期中期目標期間における設備整備マスタープランについて			
<p>(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。</p> <p>■ 整合性がある</p>	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	予算配分については、毎年、5月の運営会議で配分方針を決定している。配分額については、各委員会等からの要求内容を審査の上、方針に基づいた予算案を策定している。配分された予算は、財務会計システムにより適切に管理をしている。		
<p>(3) 資源配分の内容について、関係者(教職員等)に明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>	◇予算の関係者(教職員等)への明示状況を把握できる資料		
	資料1-1-3-(2)-07_令和6年度第2回運営会議議事要旨(R6.5.16)		再掲
	資料4-1-3-(1)-01_令和6年度当初予算の配分について	各学科長等に配分通知書を通している。	再掲
	資料4-1-3-(1)-02_令和6年度予算配分通知		再掲

<p>観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。 <p>関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	◇作成・公表状況がわかる資料		
■ 作成・公表している	資料4-1-4-(1)-01_国立高等専門学校機構HP（財務諸表）	https://www.kosen-k.go.jp/release/independence	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
■ 実施している	資料4-1-4-(2)-01_旭川工業高等専門学校会計監査実施規程		
	資料4-1-2-(1)-01_国立高等専門学校機構会計規則		再掲
	資料4-1-4-(2)-02_研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）		
	資料4-1-4-(2)-03_公的研究費等の取扱いに関する規則		
	資料4-1-4-(2)-04_相互監査ローテーション表		
	資料4-1-4-(2)-05_国立高等専門学校機構内部監査規則		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-06_外部監査（令和4年度監査法人監査覚書）		
	資料4-1-4-(2)-07_内部監査（外部資金監査）		
	資料4-1-4-(2)-08_内部監査（学内監査）		
	資料4-1-4-(2)-09_相互監査結果報告書(R5-監査校)		
	資料4-1-4-(2)-10_相互監査結果報告書(R5-被監査校)		
<p>4-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
該当なし			

評価の視点

4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。

観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

【留意点】

- 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。
- 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。
- 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。
- 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(7)(8)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。
なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。

関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第6条第1項～第5項

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 資料1-1-1-(2)-01_旭川工業高等専門学校教員等組織規則		再掲
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料(組織図等) 資料1-1-1-(2)-01_旭川工業高等専門学校教員等組織規則 資料1-1-1-(2)-02_旭川工業高等専門学校組織図(R06.04.01現在)		再掲 再掲
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料 資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	第8条及び第9条で定めている。	再掲
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く 資料4-2-1-(4)-01_旭川工業高等専門学校事務部組織規則	第10条で定めている。	再掲

<p>(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。</p> <p>■ 確保している</p>	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体が見える資料		
	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	最高意思決定機関である「運営会議」は、教員及び事務幹部職員が構成員となって学校運営に係る重要事項を審議・決定しており、各種委員会等においても構成員に事務職員を加えた構成としており、教職協働による学校運営が行われている。	再掲
	資料2-1-3-(1)-04_各種委員会委員等名簿(R6.4.1)		
<p>(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇活動状況が見える資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料2-1-3-(2)-01_令和5年度運営会議議事要旨（全16回）	令和5年度については、全16回（臨時開催を含む）の「運営会議」を開催して重要事項について審議・報告等の活動が行われ、円滑な学校運営が行われている。	再掲
<p>(7) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）</p> <p>■ 行っている</p>	◇規程等の整備状況が見える資料		
	資料4-2-1-(7)-01_旭川工業高等専門学校における研究活動に関する方針	この方針に基づきテクノセンターを中心に活動を行っている。	
	資料4-2-1-(7)-02_旭川工業高等専門学校テクノセンター運営規則		
	資料4-2-1-(7)-03_テクノセンターにおける研究・産学連携・地域連携活動業務		
	◇活動状況が見える資料（議事録等）		
	資料4-2-1-(7)-04_令和5年度テクノセンター会議議事要旨		
	資料4-2-1-(7)-05_令和5年度旭川工業高等専門学校外部評価報告書	「運営懇話会」で研究活動について校長から報告した（36ページ）。運営懇話会委員から、科研費の申請率が90%近いことなど、外部資金の獲得や活用が十分に達成されていると評価された（59ページ）。今回は改善事項の指摘はなかったが、指摘があれば改善する体制が整備されている。	
	資料4-2-1-(7)-06_科研費説明会実施要項		
	資料4-2-3-(1)-06_国立高専科研費計画調査読者ネットワークによる科研費研究計画調査の査読について		
資料4-2-1-(7)-08_researchmapの更新について（通知）			
<p>(8) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）</p> <p>■ 行っている</p>	◇規程等の整備状況が見える資料		
	資料4-2-1-(8)-01_旭川工業高等専門学校における地域連携に関する方針	この方針に基づきテクノセンターを中心に活動を行っている。	
	資料4-2-1-(7)-02_旭川工業高等専門学校テクノセンター運営規則		再掲

資料4-2-1-(7)-03_テクノセンターにおける研究・産学連携・地域連携活動業務		再掲
資料4-2-1-(8)-02_旭川工業高等専門学校STEAM教育センター運営規則	「STEAM教育センター」においては、地域の自治体・教育委員会等と連携し、小中学生及び高校生を対象としたSTEAM教育を推進している。	
◇活動状況等がわかる資料（議事録等）		
資料4-2-1-(7)-04_令和5年度テクノセンター会議議事要旨		再掲
資料4-2-1-(8)-03_令和6年度第1回STEAM教育センター会議議事録		
資料4-2-1-(7)-05_令和5年度旭川工業高等専門学校外部評価報告書	「運営懇話会」で地域貢献活動としての「ジュニアドクター育成塾」について副校長から報告した（43～46ページ）。ほぼ全ての運営懇話会委員より、重要な取り組みであると評価された。今回は改善事項の指摘はなかったが、指摘があれば改善する体制が整備されている。	再掲

観点4-2-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-2-(1)-01_旭川工業高等専門学校危機管理規則 資料4-2-2-(1)-02_旭川工業高等専門学校組換えDNA実験安全管理規則 資料4-2-2-(1)-03_旭川工業高等専門学校防火管理規則		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料 資料4-2-2-(2)-01_危機管理マニュアル(令和5年3月改訂) 資料4-2-2-(2)-02_別冊1 防災マニュアル-火災編-（令和5年3月改訂） 資料4-2-2-(2)-03_別冊2 いじめ早期発見・事案対処マニュアル(令和5年3月改訂) 資料4-2-2-(2)-04_別冊3 情報セキュリティインシデント対応手順(令和3年4月改訂)		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 資料4-2-2-(3)-01_令和6年度防火訓練（計画・要項・通知） 資料4-2-2-(3)-02_令和5年度防火訓練（計画・要項・通知・講評） 資料4-2-2-(3)-03_令和4年度防火訓練（計画・要項・通知）	新型コロナウイルス感染症の対応として、通報訓練を実施した。	

観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

- 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(3)(4)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。
 なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料</p> <p>資料4-2-3-(1)-01_旭川しんきん地域振興基金要項</p> <p>資料4-2-3-(1)-02_産業技術振興会共同研究助成金案内</p> <p>資料4-2-3-(1)-03_【627期限】令和6年度科学研究費助成事業の申請予定について（照会）</p> <p>資料4-2-1-(7)-06_科研費説明会実施要項</p> <p>資料4-2-3-(1)-05_科研費申請予定フォーム</p> <p>資料4-2-3-(1)-06_国立高専科研費計画調書査読者ネットワークによる科研費研究計画調書の査読について</p> <p>資料4-2-3-(1)-07_ビジネスEXPO出展者一覧</p> <p>資料4-2-3-(1)-08_イノベーションジャパン出展者一覧</p> <p>資料4-2-3-(1)-09_助成金通知例（メール）</p> <p>資料4-2-3-(1)-10_外部資金一覧(R元年～R5)</p> <p>資料4-2-3-(1)-11_外部資金獲得状況推移</p>	<p>「テクノセンターとしての研究・産学連携・地域連携活動業務について」にある3. 共同研究・外部資金獲得の推進の取り組みとして、「テクノセンター」が主体となり、</p> <p>(1)に基づき、旭川工業高等専門学校産業技術振興会や旭川信用金庫との連携、特任コーディネータによる地元企業へのニーズ調査等を行い、受託研究、共同研究の獲得を推進している。</p> <p>(2)に基づき、教員への獲得を推進させるために「科研費説明会」を実施している。なお、申請に先立ち、希望者は機構本部の「査読ネットワーク」や校長等の査読を受けることができる体制を整備している。</p> <p>(3)に基づき、教員の研究成果の発表の場として「ビジネスEXPO」や「イノベーションジャパン」等への出展を積極的に支援している。</p> <p>(4)に基づき、テクノセンターを担当する「研究協力係」から各種助成金や補助金の公募情報を学内へ周知している。</p>	
<p>(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。</p>	<p>◇管理体制がわかる資料（規程等）</p>		
<p>■ 整備されている</p>	<p>資料4-2-3-(2)-01_独立行政法人国立高等専門機構機構研究活動における不正行為防止等に関する規則</p> <p>資料4-1-4-(2)-03_公的研究費等の取扱いに関する規則</p> <p>資料4-2-3-(2)-02_公的研究費等取扱要項（校長裁定）</p> <p>資料4-2-3-(2)-03_研究不正に関する取組（HP）</p>	<p>第2条で定めている。</p> <p>https://www.asahikawa-nct.ac.jp/information/index5.html</p>	<p>再掲</p>

(3) 研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。(より望ましい取組として分析)	◇体制がわかる資料(規程等)		
■ 整備されている	資料4-2-1-(7)-02_旭川工業高等専門学校テクノセンター運営規則		再掲
	資料4-2-1-(7)-03_テクノセンターにおける研究・産学連携・地域連携活動業務		再掲
	資料2-2-3-(3)-02_旭川工業高等専門学校校長裁量経費(研究促進経費)配分基準	教育職員の研究に対する意欲を向上させ、研究水準の維持向上を図るとともに、研究の進展と競争的資金の獲得を図るため、校長裁量経費から研究促進経費を予算措置している。	再掲
	資料4-2-4-(1)-01_特任コーディネータ活動実績	コーディネーターを配置して共同研究の推進を行っている。	
(4) 研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。(より望ましい取組として分析)	◇成果がわかる資料		
■ 整備されている	資料4-2-3-(1)-10_外部資金一覧(R元年～R5)	本校は、平成30年度以前は外部資金の受入れ額が少なかったが、令和元年度に研究活動の目的に照らして積極的に活動を推進した結果、前年度比約2.5倍の外部資金を獲得するに至った。令和2年度及び令和3年度は前年度比で減少しているが、平成30年度以前との比較では約2倍増となっており、令和4年度及び令和5年度は前年度比で再び増加に転じている。 また、近年は地域企業の課題を解決する共同研究の件数も増えており、学生も参加することで、教育内容の充実や学外との連携を通じての地域貢献に繋がっており、研究活動の目的は達成していると言える。	再掲
	資料4-2-3-(1)-11_外部資金獲得状況推移		再掲

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を实践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。(全ての取組を求めているものではない。)
- ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料(協定等を含む。)
- ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
- ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
- ・ 地域にある教育設備(図書館、博物館等。)、体育施設の利用及び支援がわかる資料
- ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(2)(3)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。

なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。</p> <p>■ 活用している</p>	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01_特任コーディネータ活動実績	旭川市、旭川信用金庫、旭川市内近郊企業、旭川医科大学など旭川市の産学官金との繋がりのある人物を特任コーディネータに迎えて地域企業のニーズを調査し、地元企業との共同研究の推進や地域課題に関連した課題解決型授業（以下PBL授業）での取組等を実施している。また、包括連携協定を締結している鷹栖町とは、鷹栖町農業に工学的要素を用いた地域課題解決に向けた活動を行い、共同研究やPBL授業での取り組み等へ繋げている。	再掲
	資料2-4-1-(3)-01_北海道共創ラーニング報告書	報告書にあるように、第3学年の全学生が履修する「創造演習Ⅰ」において、食品、農業、医療、環境、地方創生等のテーマについて課題発見・解決に向けた活動を行った。地元企業、農家、市役所等と連携してインタビューを行い、学生自身が課題を見出し・解決策を提案するなどして、2月には外部参加者を招き学外で成果発表会を行った。その結果、起業家マインド、デザイン思考、学びを社会に還元する力、分野横断能力の向上が見られた。本授業は90ページのコーディネーターの声に記載の通り、コーディネーターの支援を受けて実施している。令和6年度も引き続き、「創造演習Ⅱ」を担当している。	再掲
	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	30ページ	再掲
	資料4-2-4-(1)-02_旭川工業高等専門学校産業技術振興会企業一覧(2024.6.21現在)		
<p>(2) 地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。（より望ましい取組として分析）</p> <p>■ 実施している</p>	◇活動状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(2)-01_令和元年～5年度公開講座・出前講座・KOSEN Labo実施一覧	本校の教育研究機能・資源を地域の方へ広く開放し、学習の機会を提供するため、公開講座及び出前講座を実施している。 また、旭川市と連携し、旭川市の施設ICTパークにおいて小中学生向けICT関連講座「KOSEN Labo」を実施している。	
	資料4-2-4-(2)-02_STEAM教育に関する実施要項		
	資料4-2-4-(2)-03_ジュニアドクター育成最終報告書	JSTの次世代人材育成事業「ジュニアドクター育成塾」に北海道地区で唯一採択され、北海道地域の小中学生を対象にした取り組みを行っている。	

	資料4-2-4-(2)-04_R6まちなかキャンパス実施要項	令和3年度から旭川高専が中心となって実施した「まちなかキャンパス」は、SDGs（持続可能な開発目標）を実践できる人材やデザインについて考えられる人材、自ら学ぶ意欲のある子どもの育成などを目的に、子どもたちが地域の先輩から学ぶ体験型のイベントを実施している。	
	資料4-2-4-(2)-05_まちなかキャンパス2024ホームページ	https://www.machinakacampus.net/	
(3) 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。（より望ましい取組として分析）	◇活動成果がわかる資料		
■ 実施している	資料4-2-4-(3)-01_公開講座講座アンケート結果	公開講座、出前講座及び「KOSEN Labo」の実施数から、地域貢献活動等の実績はあると言える。また、講座終了後の参加者へアンケートの結果は「満足している」との回答が大半を占めており、よって、目的に沿った活動の成果が認められると言える。	
	資料4-2-4-(3)-02_出前講座アンケート結果		
	資料4-2-4-(3)-03_KOSEN Laboアンケート結果		
	資料4-2-4-(3)-04_令和5年度STEAM教育に関する取組の実施状況		
	資料4-2-4-(2)-03_ジュニアドクター育成塾最終報告書	受講者の感想から満足度が高いことが認められ、令和6年度以降も継続して採択された。	再掲
<p>観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。</p> <p>○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。</p>			
関係法令（設）第9条第1項			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料4-2-5-(1)-01_旭川工業高等専門学校FD・SD推進室運営規則		
	資料4-2-5-(1)-02_SD研修会実施要項		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01_SD・FD一覧		再掲
	資料4-2-5-(1)-04_公的研究費等の不正使用防止研修の実施について（通知）	全教職員を対象とした機構本部主催のオンラインによる各種SD研修を実施している。	

4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

評価の視点
4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。
【留意点】
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令 (施)第165条の2、(施)第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	https://www.asahikawa-nct.ac.jp/info/reikihp/data.files/kitei01/kitei0101/01gakusoku.pdf	再掲
	資料1-2-4-(1)-01_旭川高専における三つの方針	https://www.asahikawa-nct.ac.jp/gakkou/pdf/DP_CP_AP.pdf	再掲
■ 教育研究上の基本組織	資料3-1-1-(1)-01_R5学校要覧	5ページ、7～24ページ	再掲
■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	◇【様式2-5】ウェブサイト掲載項目チェック表	「HP・学校広報室」が定期的にHPをチェックする体制を構築している。	
■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況			
■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画			
■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準			
■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境			
■ 授業料、入学金その他の高等専門学校が徴収する費用			
■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援			
□ 基幹教員に関する情報		基幹教員制度は導入していない。	

4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 4

優れた点			
<p>・JSTの次世代人材育成事業「ジュニアドクター育成塾」に北海道地区で唯一採択され、令和元年度から5年度まで北海道地域の小中学生を対象にした取り組みを行った。このジュニアドクター育成塾の取り組みが評価され、後継事業（次世代科学技術チャレンジプログラム）に採択され、令和6年度から10年度まで実施することが決定している。</p>			
	資料4 - 優-01_令和6年度第3回運営会議資料（報8）		
改善を要する点			
該当なし			

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

<p>評価の視点</p> <p>5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p>			
<p>観点5-1-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p>			
<p>関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。</p> <p>■ 配置している</p>	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01_教育目標と3つのポリシーの関係	本校では、「本校の教育目標」、「学科の教育目標」、「DP」、「CP」及び「AP」の各項目がそれぞれ紐づいており、これらは相互に整合性がとれている。「DP」に基づく「CP」が設定されており、この「CP」を踏まえて授業科目を体系的に配置している。	
	資料5-1-1-(1)-02_学則(別表第1-1)	低学年では一般科目や工学基礎科目を中心とし、学年が上がるにつれ専門科目が増加する「くさび型」の教育課程を編成している。	
	資料5-1-1-(1)-03_科目系統図	科目系統図は「学科の教育目標」ごとに記載されているが、「学科の教育目標」の項目は「DP」及び「CP」の項目と1対1で紐づいている。従って、科目系統図は「CP」の各項目に対応した科目が配置されていると言える。	
<p>(2) 一般教育の充実に配慮しているか。</p> <p>■ 配慮している</p>	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-02_学則(別表第1-1)	高学年においても、理数系のみならず、「科学技術英語Ⅰ、Ⅱ」をはじめとする外国語科目、「日本文化論」をはじめとする人文系科目、「知的財産権論」をはじめとする社会系科目を各学科の必修科目として配置している。さらに、一般選択科目を配置しており、興味のある一般科目の学習を学生自身が選択できるように配慮している。	再掲
<p>(3) 進級に関する規程を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01_旭川工業高等専門学校教務規則	第14条及び15条で定めている。	

(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
■ 確保している	資料5-1-1-(4)-01_令和6年度年度学校行事予定表	35週確保している。毎年、行事予定表を作成する際には35週以上に渡ることを確認し、行事予定表下部にもその旨記載している。	
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
■ 実施している	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	第13条第5項で特別活動について定めている。第1学年から第3学年までの各学年において、それぞれ年間30単位時間、計90単位時間の特別活動を実施することとしている。なお、第13条第3項で1単位時間は標準50分とすることとしている。	再掲
	資料5-1-1-(5)-01_令和6年度教務関係規則取扱	2ページ2学級担任及びホームルーム（5）において、LHRをもって特別活動とすることとしている。	
	資料5-1-1-(5)-02_令和6年度〔前期〕授業時間割	第1学年から第3学年までの各学年において、毎週木曜日に50分のLHRを実施している。	
	資料5-1-1-(4)-01_令和6年度年度学校行事予定表	第1学年から第3学年において、LHRを年間30回実施している。	再掲
	資料3-1-1-(1)-03_令和6年度学級担任の手引き	2ページ「ホームルーム運営の計画」②においてもLHRを50分で実施することが明記されている。	再掲

観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

- 【留意点】**
- 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。
 - この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。

関係法令（設）第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
□ 他学科の授業科目の履修を認定			

<p>■ インターンシップによる単位認定</p>	資料5-1-2-(1)-01_シラバス（インターンシップ）		
<p>■ 専攻科課程教育との連携</p>	資料5-1-2-(1)-02_【専攻科課程教育との連携】科目系統図	<p>専攻科課程では、本科で培った学力を基礎とし、さらに高度化・複合化した実践的応用能力を修得できるよう、専攻科の科目配置については本科の科目配置を踏まえて行っている。本科の各学科の科目系統図には、専攻科課程で修得する科目も記載しており、重複がなく一体的かつ効果的なカリキュラム設計がなされている。</p> <p>なお、令和3年度に新カリキュラムを開始したため、現在、それに合わせた専攻科科目の見直しを行っている。現在の科目表の専攻科科目は旧カリキュラムの科目を便宜上記載しているが、専攻科科目配置が決まり次第、本科の科目系統図を改訂する。</p>	
<p>■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成</p>	資料5-1-2-(1)-03_【外国語の基礎能力の育成】シラバス（英語オーラルコミュニケーション）	<p>英語の聞く、読む、書く能力に加えて、おろそかになりがちな話す能力を養うため、オーラルコミュニケーションに重点を置いた授業を配置している。英語のネイティブスピーカー（非常勤講師）が授業の一部を担当し、日常の英会話や基本的なコミュニケーション方略（ジェスチャー、アイコンタクト）の習得を図っている。</p>	
<p>■ 資格取得に関する教育</p>	資料3-2-2-(1)-02_【資格試験・検定試験等の支援体制の整備】シラバス（英語コミュニケーションⅠからⅢ）	英検の合格者またはTOEICで一定スコアを取得した学生の成績評価に加点を行っている。	再掲
	資料3-2-2-(1)-03_【資格試験・検定試験等の支援体制の整備】特別学修単位認定規則		再掲
<p>■ 他の高等教育機関との単位互換制度</p>	資料5-1-2-(1)-04_国立高等専門学校単位互換実施要項		
	資料5-1-2-(1)-05_令和6年度高専間提供科目一覧	学生の主体的な学びの促進及び最適な学びの支援を図ることを目的に他高専の科目の履修ができる制度を設けている。	
	資料5-1-2-(1)-06_令和6年度他高専科目の履修について		
<p>■ 個別の授業科目内での工夫</p>	資料5-1-2-(1)-07_【個別の授業科目内での工夫】シラバス（創造演習Ⅰ）	北海道、道央地区、旭川近郊など地域に関連したテーマについて、学生自身がこれまでに学んだ知識やスキルを使い、学科横断型のチームで課題解決に取り組むPBL授業を行っている。	
<p>■ 最先端の技術に関する教育</p>	資料5-1-2-(1)-08_【最先端の技術に関する教育】シラバス（半導体概論）	全学科の学生が選択可能な一般選択科目の1つとして、「半導体概論」を開講している。今日、産業界から求められている「半導体」に関する最先端の知識と技術を学ぶことができる。	
	資料5-1-2-(1)-09_【最先端の技術に関する教育】シラバス（量子工学）	各学科の専門科目では、当該専門分野の最先端技術の内容を習得できるよう配慮し、授業内容に盛り込んでいる。一例として、電気情報工学科では、量子コンピュータなどの最先端技術を学ぶことのできる「量子工学」を開講している。	
<p>□ その他</p>			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料5-1-2-(1)-04_国立高等専門学校単位互換実施要項 資料5-1-2-(2)-01_令和5年度高専間単位互換履修生の成績認定について		再掲

観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
- 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

(注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
■ 行っている	資料5-1-3-(1)-01_シラバス（北海道ベースドラニングⅠ）	地域における課題解決やイノベーションを創出するためのPBL科目であり、一般教養選択科目の1つとして4年生を対象に令和5年度まで開講していた。「北海道ベースドラニングⅠ」では、課題解決法の計画までを目標としている。	
	資料5-1-3-(1)-02_シラバス（創造演習Ⅰ）	上記の「北海道ベースドラニングⅠ」の内容をより発展させ、3年生全員が履修する必修のPBL科目として、「創造演習Ⅰ」を令和5年度から開講している。4学科全てで同時開講しており、異なる学科の学生とグループをつくり、取り組んでいるため、自身の専門分野の知識・技術の実質化と異分野との融合が生じ、学生の創造力の向上に大いに寄与している。	
	資料5-1-3-(1)-03_高専発！「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業COMPASS 5.0AI・数理データサイエンス分野	https://k-dash.nc-toyama.ac.jp/	
	資料5-1-3-(1)-04_高専発！「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業COMPASS 5.0半導体分野	https://kumamoto-nct.ac.jp/k-semicon/system/	
	資料5-1-3-(1)-05_北海道地区4高専半導体人材育成連携室	https://www.k-semicon-hokkaido.jp/feature	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-07_北海道ベースドラニングⅠ・Ⅱ実施状況（令和5年度）	令和5年度は、13名の4年生が「北海道ベースドラニングⅠ」を履修した。	

資料5-1-3-(1)-08_北海道ベースドラニングプログラム履修規則	上記の「北海道ベースドラニングⅠ」は「北海道ベースドラニングプログラム」の中の1科目として位置付けられている。別表の通り、学科別の専門科目（6単位）の他に、本講義を含む6単位を修得することで、プログラム修了となる。	
資料2-4-1-(3)-01_北海道共創ラーニング報告書	17～80ページ第3章に「創造演習Ⅰ」の実施状況が記載されている。	再掲
資料4-2-1-(7)-05_令和5年度旭川工業高等専門学校外部評価報告書	39ページ【資料③】にCOMPASS 5.0 AI・数理データサイエンス分野、49ページ【資料⑦】にCOMPASS 5.0 半導体分野の実施状況が記載されている。	再掲
資料5-1-3-(1)-09_ビジネスEXPO2023ポスターデータ	ビジネスEXPO2023「第37回 北海道技術・ビジネス交流会」で本校の取り組みを紹介した際のポスターを示す。項目4にCOMPASS 5.0 AI・数理データサイエンス分野、項目5にCOMPASS 5.0 半導体分野の実施状況が記載されている。	
資料5-1-3-(1)-10_R5年度_COMPASS事業報告書_AI数理データ	COMPASS 5.0 AI・数理データサイエンス分野における令和5年度外部評価委員会の報告書を示す。58～62ページに外部評価委員による評価が記載されている。	
資料5-1-3-(1)-11_R6第1回第一ブロック会議_COMPASS事業半導体分野報告	令和6年度第1回第一ブロック会議で、COMPASS 5.0 半導体分野の実施状況について報告した際の資料を示す。	
◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
資料2-4-1-(3)-01_北海道共創ラーニング報告書	75～76、78～80ページに記載の通り、本校在学中に起業した卒業生に「創造演習Ⅰ」の成果発表会の審査員を務めてもらい、自身が育んだ創造力を後輩学生にも還元してもらっている。	再掲
資料5-1-3-(1)-12_COMPASS 5.0デジタルパンフレット		
資料5-1-3-(1)-13_COMPASS AI・数理データサイエンス分野の教育に基づく受賞実績		
資料5-1-3-(1)-14_COMPASS半導体分野新聞記事一覧		
「北海道共創ラーニング報告書」の75～80ページに記載されている「創造演習Ⅰ」の成果発表会の審査員からのコメントより、「創造演習Ⅰ」の実施内容や学生の取り組み状況が高く評価されたことがわかる。また、92ページに記載されているように、「創造演習Ⅰ」を通して、創造力の向上や分野横断的能力の伸長を学生自身が認識できていることが読み取れる。 また、「COMPASS AI・数理データサイエンス分野の教育に基づく受賞実績」の通り、拠点校として取り組んだCOMPASS 5.0 AI・数理データサイエンス分野の教育効果に基づき、本校学生が様々なコンテスト等で創造力を発揮し、入賞や受賞に至っている。 さらに、「COMPASS半導体分野新聞記事一覧」の通り、COMPASS 5.0半導体分野のブロック拠点校としての取り組み及び教育内容が高く評価され、様々なメディアで取り上げられている。今後は、半導体分野における教育効果が実を結び、より一層の創造力の向上とそれに基づく成果が期待される。		

<p>(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）</p>		
	<p>資料5-1-3-(2)-01_シラバス（北海道ベースドラニングⅡ）</p>	<p>「北海道ベースドラニングⅠ」で計画したプロジェクトに対して、チーム内で計画を再検討し、期限内に装置・システムを開発し具体的な課題解決法を立案する。一般教養選択科目の1つとして5年生を対象に令和6年度まで開講している。</p>	
	<p>資料5-1-3-(2)-02_シラバス（創造演習Ⅱ）</p>	<p>上記の「北海道ベースドラニングⅡ」の内容をより発展させ、4年生全員が履修する必修のPBL科目として、「創造演習Ⅱ」を令和6年度から開講している。前年度の「創造演習Ⅰ」で取り組んだ内容をより発展させ、課題解決に繋がるプロトタイプ作成までを行う。</p>	
	<p>資料2-4-1-(3)-01_北海道共創ラーニング報告書</p>	<p>文部科学省による「高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業」の支援を受け、「スタートアップを見据えた「北海道共創ラーニング」環境整備」という事業名称で、起業家工房を含めた施設や機器などの環境整備、及びアントレプレナーシップ用の教材開発と授業設計を推進している。</p> <p>学生の実践力を育むため、上記の「創造演習Ⅰ」及び「同Ⅱ」に加え、8～16ページ第2章に記載された様々な取り組みを通して、アントレプレナーシップ教育の実質化を図っている。</p>	再掲
	<p>資料5-1-2-(1)-01_シラバス（インターンシップ）</p>	<p>選択科目であるが、第4学年学級担任、教務委員会、キャリア形成室が支援を行い、毎年多くの学生が履修し、実習に参加している。</p>	再掲
	<p>◇実施状況がわかる資料</p>		
	<p>資料5-1-3-(1)-07_北海道ベースドラニングⅠ・Ⅱ実施状況（令和5年度）</p>	<p>令和5年度は、18名の5年生が「北海道ベースドラニングⅡ」を履修した。</p>	再掲
	<p>資料5-1-3-(1)-08_北海道ベースドラニングプログラム履修規則</p>	<p>上記の「北海道ベースドラニングⅡ」は「北海道ベースドラニングプログラム」の中の1科目として位置付けられている。別表の通り、学科別の専門科目（6単位）の他に、本講義を含む6単位を修得することで、プログラム修了となる。</p>	再掲
	<p>資料5-1-3-(2)-03_令和5年度北海道ベースドラニングプログラム修了認定資料</p>	<p>令和5年度は、18名の5年生が「北海道ベースドラニングプログラム」を修了した。</p>	
	<p>資料5-1-3-(2)-04_第1回創造演習Ⅱスライド</p>	<p>令和6年度初回の「創造演習Ⅱ」で使用したスライドを示す。前年度に実施した「同Ⅰ」を基に展開する授業内容等について説明されている。</p>	
	<p>資料5-1-3-(2)-05_第7回創造演習Ⅱスライド</p>	<p>令和6年度第7回の「創造演習Ⅱ」で使用したスライドを示す。これまでの取り組みを基に外部の方からメンタリングを受け、次回以降のプロトタイプの作成に活かすことが説明されている。</p>	
	<p>資料5-1-3-(2)-06_令和5年度企業実習及びインターンシップの実施状況について</p>	<p>「インターンシップ」（令和5年度までは「企業実習」という科目名）は選択科目であるが、本科4年生の72%以上、希望者の95%が実際に実習に参加し、様々な企業、研究所、大学等で実習を行い、実践力を育んでいる。</p>	
	<p>◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。</p>		
	<p>資料5-1-3-(2)-07_北海道ベースドラニングのメディア掲載</p>		
<p>資料5-1-3-(2)-08_北海道ベースドラニング受講生の受賞</p>			

資料5-1-3-(2)-09_インターンシップを基にした活動による受賞実績	
<p>「北海道ベースドラニングのメディア掲載」の通り、「北海道ベースドラニング」が学生の実践力の向上に繋がるものと認められ、様々なメディア等に掲載された。実際に、「北海道ベースドラニング」で培った実践力を基に起業した学生もおり、十分な教育効果があったと言える。</p> <p>また、「北海道ベースドラニング受講生の受賞」の通り、「北海道ベースドラニング」で取り組んだ課題を基にし、課外活動等でより発展した内容に取り組むことで、コンテスト等における受賞に繋がっている。令和6年度から開始した「創造演習II」の実績はまだないが、より一層の実践力の向上と、それに基づく成果や効果が今後期待できる。</p> <p>「インターンシップを基にした活動による受賞実績」にある学会やコンテスト等での受賞は、企業との共同研究や社会の課題解決など、社会実証的な内容となっており、「インターンシップ」において培った実践力の成果が出ていると言える。</p>	

5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

--	--	--

評価の視点

5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料5-1-1-(1)-02_学則(別表第1-1)		再掲
	資料5-1-1-(1)-03_科目系統図	「実験・実習」及び「演習」科目については、各学年にバランス良く配置している。	再掲
	資料5-2-1-(1)-02_科目一覧表（講義・演習・実験実習）		

	<p>◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。</p> <p>単位数基準では、4学科全てにおいて、教養及び専門科目に関する十分な知識を修得する「講義」がおよそ75%を占めている。修得した知識を基にした実践力を身につけるため、残りのおよそ25%が「実験・実習」及び「演習」科目であり、学んだ知識を基にした確かな実践力の修得を図っている。なお、授業時間数基準では、「実験・実習」及び「演習」科目の割合がより大きくなっており、技術や実践力の定着に十分な時間を確保していると言える。さらに、「講義」に分類される授業においても、その多くでアクティブラーニングを活用した演習等を実施しており、学習効果の向上を図っている。従って、カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切な授業科目を体系的に配置しており、その授業形態及び学年配置のバランスは適切であると判断できる。</p>		
<p>(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）</p> <p>■ 教材の工夫</p> <p>■ 少人数教育</p> <p>■ 対話・討論型授業</p> <p>■ フィールド型授業</p> <p>■ 情報機器の活用</p> <p>■ 基礎学力不足の学生に対する配慮</p>	<p>◇チェックした項目の実施状況がわかる資料</p> <p>資料5-2-1-(2)-01_資料シラバス（情報・数理基礎）</p> <p>資料5-2-1-(2)-01_資料シラバス（情報・数理基礎）</p> <p>資料5-1-3-(1)-02_シラバス（創造演習Ⅰ）</p> <p>資料5-1-3-(2)-02_シラバス（創造演習Ⅱ）</p> <p>資料5-1-3-(1)-02_シラバス（創造演習Ⅰ）</p> <p>資料5-1-3-(2)-02_シラバス（創造演習Ⅱ）</p> <p>資料2-4-1-(3)-01_北海道共創ラーニング報告書</p> <p>資料5-2-1-(2)-01_資料シラバス（情報・数理基礎）</p> <p>資料5-2-1-(2)-03_シラバス（数理・データサイエンス）</p> <p>資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱</p> <p>資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のおしり</p>	<p>一例として、第1学年全学科共通の必修科目として開講されている「情報・数理基礎」では、市販の教科書に加え、「サイバーセキュリティ人材育成事業(K-SEC)」や「K-DASH（高専発!「Society 5.0型未来技術人材」育成事業 COMPASS5.0 AI・数理データサイエンス分野）」により作成された教育コンテンツを使用し、より実践的な学習を行っている。</p> <p>本校では、様々な実験・実習・演習科目等で少人数教育を導入している。一例として、システム制御情報工学科では、1年生が対象となる「工学基礎演習Ⅰ」において、6名程度のグループを編成、グループごとに教員を配置し、工学を学ぶために必要な基礎的な数学の演習を実施し、確実な定着を図っている。</p> <p>第1学年全学科共通の必修科目である「創造演習Ⅰ」及び第3学年全学科共通の必修科目である「同Ⅱ」では、学生同士による対話・討論に基づく合意形成を重視している。</p> <p>「創造演習Ⅰ」及び「同Ⅱ」では、より実践的な課題解決のため、実際に現地を訪問するなどによりフィールド型授業を実施している。</p> <p>41ページ3.7学外の専門家などへのインタビューに各グループが実施したインタビューの概要がまとめられている。実際に訪問することで現場の課題に肌で触れることができたと共に、内容の理解を深めることに繋がった。</p> <p>本校では、様々な実験・実習・演習科目等で情報機器を活用している。一例として、第1学年全学科共通の必修科目である「情報・数理基礎」では、情報機器を活用し、AIや数理データサイエンスの基礎などについて学習している。</p> <p>第3学年全学科共通の必修科目である「数理・データサイエンス」では、情報機器を活用し、統計や機械学習、AI、データ分析などについて学習している。</p> <p>2ページ、3(8)でオフィスアワーについて定めている。</p> <p>16ページに記載の通りオフィスアワーを設定し、学生の授業時間外における自学自習をサポートしている。</p>	<p></p> <p></p> <p>再掲</p>

<input checked="" type="checkbox"/> 一般科目と専門科目との連携 <input type="checkbox"/> その他	資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果	8ページ質問27の1つ目の項目でオフィスアワーを含めた学習支援における学生の利用状況の確認を行っている。	再掲
	資料3-2-2-(1)-06_【その他】令和5年度「スタディサプリ」の活用について	基礎学力不足の学生の効率的な自学自習を促進する試みの一環として、令和5年度より「スタディサプリ」を導入している。	再掲
	資料3-2-2-(2)-08_スタディサプリ説明会兼ワークショップ資料【抜粋】		再掲
	資料3-2-2-(1)-07_【その他】令和5年度ピアサポート実施要項	基礎学力不足の学生の効率的な自学自習を促進する試みの一環として、「ピアサポート」を実施している。なお、ピアサポートの実施においては、ピアサポーターの成長についても目標の一つとしている。	再掲
	資料3-2-2-(2)-05_令和5年度ピアサポート実施報告		再掲
	資料3-2-2-(1)-09_【その他】明誠寮学習会実施要領	寮生全体の学力向上と学習の習慣づけのために、学生寮において学習会を実施している。	再掲
	資料3-2-2-(2)-07_明誠寮学習会記録簿		再掲
	資料5-2-1-(2)-03_シラバス（数理・データサイエンス）	第3学年全学科共通の必修科目である「数理・データサイエンス」では、学習した統計やデータ分析などの知識を専門分野に応用している。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		再掲

観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
<input checked="" type="checkbox"/> 授業科目名	資料5-2-2-(1)-01_シラバス（半導体工学）		
<input checked="" type="checkbox"/> 単位数	資料5-2-2-(1)-02_令和5年度Webシラバスの入力作業について		
<input checked="" type="checkbox"/> 授業形態	資料5-2-2-(1)-03_新任教員用Webシラバス入力説明会資料		
<input checked="" type="checkbox"/> 対象学年			
<input checked="" type="checkbox"/> 担当教員名			
<input checked="" type="checkbox"/> 教育目標等との関係			
<input checked="" type="checkbox"/> 達成目標			
<input checked="" type="checkbox"/> 教育方法			

<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育内容（1授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■ 教科書・参考文献 □ その他 	<p>資料5-2-2-(1)-03_新任教員用Webシラバス入力説明会資料</p> <p>資料5-2-2-(1)-04_カリキュラムマップ（機械システム工学科）</p> <p>資料5-2-2-(1)-01_シラバス（半導体工学）</p> <p>資料5-2-2-(1)-01_シラバス（半導体工学）</p> <p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。</p>	<p>6ページ赤枠下の記載の通り、概要、授業の進め方と授業内容・方法、注意点の項目に自学自習時間とその内容について明記するよう求めている。したがって、事前に行う準備学習についてもこれらの項目に記載されている。</p> <p>当該科目とそれまでに修得した科目の繋がりがわかるよう、シラバスにおいてモデルコアカリキュラム（MCC）に準じたカリキュラムマップを掲載している。これにより、当該科目を学習する上で必要になる予備知識が明確になり、当該授業の開始前に準備学習を行うことができる。また、webシラバスのページから各学科の科目系統図へのリンクも掲載しており、MCCに該当しない科目についても科目間の繋がりが把握できる。</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 改善を行っている 	<p>◇活用状況がわかる資料</p> <p>資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果</p> <p>資料5-2-2-(2)-01_令和6年度第6回教務委員会議事要旨</p> <p>資料3-1-2-(3)-03_令和6年度旭川高専教職員アンケート結果</p> <p>資料3-1-2-(3)-04_令和6年度第3回点検評価改善委員会議事要旨(6.6.3)</p> <p>◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。</p> <p>学生及び教員の双方がシラバスを十分活用していることが確認されたため、現在のところ大きな改善の必要性はないが、引き続き活用状況の確認と改善を進めることとしている。</p>	<p>6ページ質問19で学生による活用状況の確認を行っている。</p> <p>審議事項3の8つ目の項目に活用状況の確認結果に基づく改善について記載されている。</p> <p>1ページ質問3、4、6、7、8で教員による活用状況の確認を行っている。</p> <p>審議事項1の1つ目の項目に活用状況の確認結果に基づく改善について記載されている。</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確保している 	<p>◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）</p> <p>資料5-1-1-(4)-01_令和6年度年度学校行事予定表</p> <p>資料5-1-1-(5)-02_令和6年度 [前期] 授業時間割</p>	<p>前期及び後期でそれぞれの授業回数を15回確保し、実施している。</p> <p>1コマあたり90分の授業を実施している。</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>

	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	1 ページ 1 単位数および授業時間数(4)で、1 単位時間の授業においてはクォーター制を用い90分の授業を 8 回実施することを定めている。	再掲
(4) (3)の30単位時間授業では、1 単位時間を50分としているか。 ■ 1 単位時間 = 50分で規定、45分で運用	◆ 1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	第13条第3項で定めている。	再掲
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	1 ページ 1 単位数および授業時間数(3)及び(4)で90分授業について定めている。	再掲
	本校では、1 単位時間を45分で運用し、2 単位時間連続して90分で授業を行っている。これにより、50分の授業を 2 回に分けて実施する場合に必要な、点呼や前回授業の振り返りなどの授業導入にかかる時間が省略できるため、効率的に時間を活用することができ、標準の50分に相当する教育内容が実施できている。ただし、1 単位時間のみ授業の場合は50分で実施している。		
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。その際、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されているか。 ■ 設定・明示している	◇学則（授業形態ごとの授業時間に関する定め） ◇明示状況がわかる資料（シラバス、履修要項、学生便覧等）		
	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	第13条第4項で定めている。	再掲
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	11ページ 1 教育課程の3つ目の項目で明示している。	再掲
	資料5-2-2-(1)-01_シラバス（半導体工学）	教育方法等、注意点の欄に明示している。	再掲
	資料5-2-2-(5)-01_シラバスHP_科目の修得について	学校HPのシラバスのページにおいて明示している。	
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可)	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
■ 授業外学習の必要性の周知	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	11ページ 1 教育課程の3つ目の項目で明示している。	再掲
	資料3-1-2-(3)-03_令和6年度 旭川高専教職員アンケート結果	本校では、各授業の初回にシラバスを用いて授業内容、評価及び授業時間以外の学修等について説明を行うこととしている。実際に説明が行われているか確認するため、教職員アンケートの項目の一部に関連する質問項目を設けた。1～2 ページ質問4～6で教員が授業時間以外の学修等について周知し、当該時間の確保に努めていることが確認できた。	再掲
■ 事前学習の徹底	資料5-2-2-(6)-01_【授業外学習の必要性の周知・事前学習の徹底・事後展開学習の徹底】シラバス（半導体工学）	「教育方法等」注意点の欄に記載し、周知している。	

<input checked="" type="checkbox"/> 事後展開学習の徹底 <input checked="" type="checkbox"/> 授業外学習の時間の把握 <input type="checkbox"/> その他	資料5-2-2-(6)-01_【授業外学習の必要性の周知・事前学習の徹底・事後展開学習の徹底】シラバス（半導体工学）	「教育方法等」注意点の欄に記載し、周知している。	再掲
	資料5-2-2-(6)-02_【授業外学習の時間の把握】学びの状況調査結果（教務委員会資料）	5ページ質問7で授業時間外における学習時間の確認を行い、13、14ページに学生の回答結果を表及び円グラフで示している。	
	資料5-2-2-(6)-03_【授業外学習の時間の把握】教務委員会議事要旨（令和5年度第5回）	報告事項2の5つ目の項目に授業時間外における学習時間の確認結果について記載されている。当該時間が実態よりも少なく見積もられている可能性が考えられたため、把握方法について検討していくことが確認された。	
	資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果	上記の調査結果に基づき、学内で質問項目を精査した上で、「旭川高専学生アンケート」に組み込み、調査を行った。8ページ質問28で授業時間外における学習時間の確認を行っている。	再掲
	資料5-2-2-(2)-01_令和6年度第6回教務委員会議事要旨	審議事項3の1つ目の項目に自学自習時間の確認結果について記載されている。平均ではあるが、各科目において十分な自学自習時間が設定されており、実際に学生も自学自習を適切に実施していることが確認された。	再掲
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		

<p>■ 策定している</p>	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	第2条第2項第10号で成績評価に関することを審議すると定められている。	再掲
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則	第2条第5号で試験及び学業成績、第2条第6号で出欠席の取扱いに関することを審議すると定められている。	再掲
	資料5-1-1-(3)-01_旭川工業高等専門学校教務規則	第8条から第11条で成績評価について、また第12条および第13条で修得について定めている。	再掲
	資料5-1-1-(5)-01_令和6年度教務関係規則取扱	20ページ15修得(2)で、成績認定は教務委員会において審議の上、運営会議で認定すると定められている。	再掲
<p>(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01_令和5年度進級認定会議資料		
	資料5-3-1-(2)-02_令和5年度臨時運営会議議事要旨 (R5.10.12)		
	資料5-3-1-(2)-03_教務委員会議事要旨 (令和5年度第17回)		
<p>(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。</p> <p>■ 把握している</p>	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01_成績評価の確認に関する申し合わせ	成績評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として定期的に把握することとしている。この際、授業時間以外の学修についての評価についても併せて確認している。	
	資料1-1-4-(2)-03_令和5年度成績評価の確認に関する実施要項		再掲
	資料5-3-1-(3)-02_成績評価確認票の提出方法について		
	資料5-3-1-(3)-03_教務委員会議事要旨 (令和6年度第4回)		
	資料5-3-1-(3)-04_令和4年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		
	資料5-3-1-(3)-05_令和5年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		
<p>(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。</p> <p>■ 周知している</p>	◇周知を図る取組の内容(学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。)がわかる資料		
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	13ページ4修得で明示している。	再掲
	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇認知状況がわかる資料		

<p>■ 把握している</p>	資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果	5 ページ質問17、及び6 ページ質問18で学生の認知状況の確認を行っている。	再掲
<p>(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01_旭川工業高等専門学校教務規則	第6条で定めている。「その他の試験」には、再試験を含む。	再掲
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	12ページ3で明示している。	再掲
	資料5-3-1-(7)-03_令和6年度第6回教務委員会議事要旨	審議事項7(1)の通り、令和6年度中に定めることとした。	
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	20ページ15修得(6)で前期開講科目の再評価の上限を60点と定めている。また、(8)で卒業認定会議における未修得科目の再評価の上限を60点と定めている。	再掲
<p>(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。</p> <p>■ ある</p>	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	19ページ14成績評価(9)意見申出期間について定めている。	再掲
	資料5-3-1-(7)-02_令和5年度学年末学業成績通知表及び令和6年度関係書類について	学業成績通知の際に意見申出についても記載し周知している。	
	資料5-2-2-(5)-01_シラバスHP_科目の修得について	学校HPのシラバスのページにおいて明示している。	再掲
	資料5-3-1-(7)-03_令和6年度第6回教務委員会議事要旨	上記の通り学業成績通知の際に周知していたが、学生自身に対して十分に周知するため、審議事項7(2)の通り、案内掲示や「学生生活のしおり」への記載など、令和6年度の周知方法について検討することとした。	再掲
	資料5-3-1-(7)-04_成績評価の意見申出学生周知文書(案)		
<p>(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(複数チェック■可)</p> <p>■ 成績評価の妥当性の事後チェック</p> <p>■ 答案の返却</p>			
	資料5-3-1-(8)-01_試験問題の確認に関する申し合わせ		
	資料1-1-4-(2)-03_令和5年度成績評価の確認に関する実施要項		再掲
	資料5-3-1-(3)-04_令和4年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲
	資料5-3-1-(3)-05_令和5年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲
	資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨(R6.5.7)		
	資料5-1-1-(4)-01_令和6年度年度学校行事予定表	前期末及び学年末試験後に答案返却期間を設けている。	再掲
	資料3-1-2-(3)-03_令和6年度旭川高専教職員アンケート結果	3 ページ質問13で答案の返却状況の確認を行っている。	再掲
	資料3-1-2-(3)-04_令和6年度第3回点検評価改善委員会議事要旨(6.6.3)	学生が採点結果を確認できるよう、試験終了後にほとんどの科目で答案返却等を行っていることを確認している。	再掲

<p>■ 模範解答や採点基準の提示</p>	<p>資料5-3-1-(8)-03_模範答案</p>	<p>本校では、定期試験実施後に試験問題、採点基準が記載された模範解答、学生答案をまとめて教務係に提出し、保管することとしている。模範解答の利用としては、上記の学生答案返却に併せて、模範解答及び採点基準を口頭や板書等で示し、学生が採点結果を確認できるようにしている。</p>	
<p>■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック</p>	<p>資料5-3-1-(8)-01_試験問題の確認に関する申し合わせ</p>		再掲
	<p>資料1-1-4-(2)-04_令和5年度試験問題の確認に関する実施要項</p>		再掲
	<p>資料5-3-1-(8)-04_令和5年度前期末試験問題チェック表</p>		
	<p>資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨 (R6.5.7)</p>		再掲
	<p>資料5-3-1-(8)-05_【教務主事報告(抜粋)】第2回教員会議資料</p>		
<p>■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック</p>	<p>資料5-3-1-(3)-01_成績評価の確認に関する申し合わせ</p>		再掲
	<p>資料1-1-4-(2)-03_令和5年度成績評価の確認に関する実施要項</p>		再掲
	<p>資料5-3-1-(3)-04_令和4年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表</p>		再掲
	<p>資料5-3-1-(3)-05_令和5年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表</p>		再掲
	<p>資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨 (R6.5.7)</p>		再掲
<p>□ その他(GPAの進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)</p>			
	<p>◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。</p>		
	<p>資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨 (R6.5.7)</p>		再掲
	<p>資料5-3-1-(8)-05_【教務主事報告(抜粋)】第2回教員会議資料</p>		再掲
	<p>本項目については、前回の認証評価において「改善を要する点」として指摘を受けた。これを受けて、学内でPDCAサイクルを回し、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための体制を整備し、具体的な実施内容を決定した。</p> <p>具体的には、「教務委員会」で申し合わせ及び実施要項を定め、成績評価確認票および試験問題の確認作業を実施している。「令和6年度第4回教務委員会議事要旨(R6.5.7)」及び「【教務主事報告(抜粋)】第2回教員会議資料」にあるように、結果に基づく改善については、「教務委員会」で審議・決定した後、「教員会議」で教務主事から全教員に対して周知している。</p> <p>この様な成績評価確認票及び試験問題の確認を定期的実施することで、成績評価等に関するPDCAサイクルを回し、成績評価等の客観性、厳格性を学校として担保することとしており、これらの取り組みは有効に機能していると言える。</p>		
	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。</p>		

観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】

なし。

関係法令（法）第117条（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	第2条で定めている。	再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	第13条および第28条で定めている。必修科目及び必要単位数の選択科目を修得することで、高等専門学校設置基準第18条で定められている167単位（一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）を満たす。	再掲
	資料5-1-1-(1)-02_学則(別表第1-1)		再掲
	資料5-1-1-(1)-03_科目系統図	本校では「学科の教育目標」及び「DP」を達成するために必要な科目を「CP」に基づき授業科目を体系的に配置している。従って、学則で定められている卒業認定基準を満たすことで、学科の教育目標及びDPに掲げた能力を身に付けていると言える。	再掲
	資料5-1-1-(1)-01_教育目標と3つのポリシーの関係	本校では、「学科の教育目標」、「DP」、「CP」及び「AP」の各項目がそれぞれ紐づいており、これらは相互に整合性がとれている。	再掲
	資料5-1-1-(3)-01_旭川工業高等専門学校教務規則	第14条及び第16条で定めている。	再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01_令和5年度卒業認定会議資料	本校では、「本校の教育目標」、「学科の教育目標」、「DP」、「CP」及び「AP」の各項目がそれぞれ紐づいており、これらは相互に整合性がとれている。「DP」に基づく「CP」が設定されており、この「CP」を踏まえて授業科目を体系的に配置している。	
	資料5-3-2-(3)-02_臨時運営会議議事要旨（R06.02.29）		

	資料5-3-2-(3)-03_臨時運営会議議事要旨 (R06.03.15)	教務関係規則20ページ (8) 卒業認定会議後の再認定。	
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容 (学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。) がわかる資料 資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	14ページ5(2)で明示している。	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果	5ページ質問15で学生の認知状況の確認を行っている。	再掲
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 5

優れた点			
<p>・創造力及び実践力を育むために、一般教養選択科目として「北海道ベースドラニングⅠ」及び「同Ⅱ」を開講し、地域における課題解決やイノベーションを創出するためのPBL授業を実施してきた。</p> <p>・創造力及び実践力を育む教育方法の工夫として、上記の「北海道ベースドラニングⅠ」及び「同Ⅱ」の内容をより発展させ、全学科共通のPBL授業科目として3年次に「創造演習Ⅰ」、4年次に「同Ⅱ」を開講している。異なる学科の学生とグループをつくり、取り組んでいるため、自身の専門分野の知識・技術の実質化と異分野との融合が生じ、学生の創造力及び実践力の向上に大いに寄与している。</p> <p>・高専発！「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業COMPASS 5.0におけるAI・数理データサイエンス分野の拠点校として、AI・数理データサイエンス分野における人材育成のためのカリキュラム設計及び教材の開発を行い、全国高専に開発教材を提供しAI・数理データサイエンス分野の教育促進を図った。</p> <p>・高専発！「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業COMPASS 5.0における半導体分野のブロック拠点校として、半導体分野における人材育成に資する教育の実施・連携を行っている。また、道内4高専が連携して半導体人材の育成を推進するために設置した「北海道地区4高専半導体人材育成連携推進室」を主導している。</p>			
改善を要する点			
該当なし			

基準6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学数、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

関係法令（設）第3条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学選抜の基本方針に沿った入学選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。	◇入学選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
■ なっている	資料6-1-1-(1)-01_令和6年度入学募集要項		
	資料6-1-1-(1)-02_本科推薦による選抜に関する合否判定基準		
	資料6-1-1-(1)-03_令和6年度入学選抜（推薦選抜）実施要領		
	資料6-1-1-(1)-04_令和5年度第13回入学選抜委員会議事要旨（R6.1.24）		
	資料6-1-1-(1)-05_令和6年度入学選抜（推薦選抜）合否判定資料（案）		
	資料6-1-1-(1)-06_本科学力検査による選抜に関する合否判定基準		
	資料6-1-1-(1)-07_令和6年度入学選抜（学力選抜）実施要領		
	資料6-1-1-(1)-08_令和5年度第15回入学選抜委員会議事要旨（R6.2.15）		
	資料6-1-1-(1)-09_令和6年度入学選抜（学力選抜）合否判定資料（案）		
	資料6-1-1-(1)-10_本科帰国生特別選抜に関する合否判定基準		
	資料6-1-1-(1)-11_令和6年度編入学募集要項		
	資料6-1-1-(1)-12_編入学選抜に関する合否判定基準		
	資料6-1-1-(1)-13_令和6年度編入学選抜実施要領		
	資料6-1-1-(1)-14_令和5年度第7回入学選抜委員会議事要旨（R5.7.26）		
	資料6-1-1-(1)-15_令和6年度編入学選抜合否判定資料（案）		

観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-01_旭川工業高等専門学校入学選抜委員会規則		再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01_令和6年度第3回入学選抜委員会議事要旨（R6.5.15）		
	資料6-1-2-(2)-02_令和6年度入学動機に関するアンケート（入学生向け）		
	資料6-1-2-(2)-03_令和6年度入学選抜に関するアンケート（保護者向け）		
(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(3)-01_令和6年度第3回入学選抜委員会議事要旨（R6.5.15）		
	「令和6年度第3回入学選抜委員会議事要旨（R6.5.15）」にあるように、令和6年度入学動機に関するアンケート（入学生向け）を実施し、結果を「入学選抜委員会」で審議し、アドミッション・ポリシーに沿った入学選抜が実施されていることが検証されたとともに、中3の夏までを意識した入試広報を実施することとなった。また、保護者向けのPR活動の重要性が示されたため、保護者向けの広報活動を行っていくこととした。		

観点6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。
- (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年3月31日文部科学省告示第45号)

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収容定員を学科ごとに学則で定めているか。また、1学級当たり40人を標準としているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇学則の該当箇所 資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1~2を除く	学則第7条で定めている。	再掲
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料2-1-3-(1)-01_旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規則		再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない			

6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 6

優れた点

該当なし			

改善を要する点

該当なし			

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	第2条第2項第10号で学生の成績、進級、卒業、専攻科修了及び課程修了に関する事項を審議すると定めている。	再掲
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則	第2条第5号で試験及び学業成績、第2条第6号で出欠席の取扱いに関することを審議すると定められている。	再掲
	資料7-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務規則【第14条】	第14条で卒業認定は校長（「運営会議」）が行うことが定められている。	
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	20ページにおいて、「教務委員会」において審議の上、「運営会議」で認定していると記載している。	再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-2-(3)-01_令和5年度卒業認定会議資料		再掲
	資料5-3-2-(3)-02_臨時運営会議議事要旨（R06.02.29）		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01_科目系統図		
	資料2-1-1-(1)-02_本科教育目標・三つの方針（教務委員会資料）		再掲
	資料7-1-1-(3)-02_令和4年度卒業生・修了生満足度調査要領		

<p>資料7-1-1-(3)-03_令和5年度第5回教務委員会議事要旨 (R5.9.1)</p>	<p>「令和4年度卒業生・修了生アンケート」の結果から以下の点が確認された。 ・教育・学習の達成度に関する評価結果から、本校の教育活動が十分に機能していること ・満足度の評価結果から、本校の教育活動が卒業時・終了時の学生にとって概ね満足できるものであること ・在校生全員に確認する学びの状況調査と比較すると、卒業時・修了時ともに満足度や達成感が高まっていること</p>	
<p>◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。</p>		
<p>本校では、科目系統図にあるように教育目標に対応した科目（DPと1対1に紐づいている）の修得について審議され、卒業を認定している。また、卒業時の学生を対象にしたアンケート結果により、学習・教育の成果が確認できている。</p>		

観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

- (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。
- (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇体制の整備状況がわかる資料</p> <p>資料1-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則</p> <p>資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則</p>	<p>第2条第1号で自己点検・評価について審議することを定めている。</p> <p>第2条第9号で教育内容、授業内容及び教育方法等の改善に関することについて審議することを定めている。</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p>	<p>◇意見聴取の結果に関するデータ・資料</p>		

<p>■ 行っている</p>	資料7-1-1-(3)-02_令和4年度卒業生・修了生満足度調査要領		再掲
	資料7-1-2-(2)-02_令和4年度卒業生・修了生満足度調査結果		
	資料7-1-1-(3)-03_令和5年度第5回教務委員会議事要旨 (R5.9.1)		再掲
<p>(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01_2023年度旭川高専卒業生・修了生アンケート結果		
	資料1-1-3-(2)-05_令和5年度第6回点検評価改善委員会議事要旨(R5.11.28)		再掲
<p>(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>			
	資料7-1-2-(4)-01_旭川高専卒業生・修了生 就職先アンケートの集計結果について	卒業後5年程度の卒業生を中心にアンケートを実施しているが（約40%）、それ以外の卒業生も含まれている。	
	資料7-1-2-(4)-02_令和5年度第8回点検評価改善委員会議事要旨(6.3.12)		
<p>(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	資料7-1-2-(3)-01_2023年度旭川高専卒業生・修了生アンケート結果		再掲
	資料7-1-2-(4)-02_令和5年度第8回点検評価改善委員会議事要旨(6.3.12)		再掲
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	左記(2)～(4)に示したアンケート結果より、本校在学中にDPに掲げた能力を十分に身に付けていることが確認できたことから、学習・教育の成果が認められる。また、「2023年度旭川高専学生アンケート」結果の16～20ページに示すように、DP達成度の前年度との比較から、本校での学習により、DPで掲げた能力が向上していることが確認できた。		

観点7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第122条 (施)第178条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2-4】卒業生進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	様式2-4にある通り、全学科とも、各学科の専門分野に関連する企業に就職していること、また、理工系大学や本校の専攻科に進学していることから、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっていると言える。		
7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準7

優れた点

様式2-4に示すとおり本科卒業生の進学率および就職率は、令和元年から令和5年度までを平均すると、進学就職は共にほぼ100%と高い水準を示しており、社会のニーズに応えたものとなっている。

改善を要する点

該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

<p>評価の視点</p> <p>8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>			
<p>観点 8-1-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p> <p>本校は、特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断する。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			
<p>観点 8-1-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p> <p>本校は、特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断する。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			

観点 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料8-1-3-(1)-01_学則(別表第2)	「実験・実習」及び「演習」科目については、各学年にバランス良く配置している。	
	資料8-1-3-(1)-02_専攻科科目一覧表（講義・演習・実験実習）		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	単位数基準では、両専攻において、教養及び専門科目に関する十分な知識を修得する「講義」がおよそ67%を占めている。修得した知識を基にした実践力を身につけるため、残りのおよそ33%が「実験・実習」及び「演習」科目であり、学んだ知識を基にした確かな実践力の修得を図っている。なお、授業時間数基準では、「実験・実習」及び「演習」科目の割合がおよそ50%におよび、技術や実践力の定着に十分な時間を確保していると言える。さらに、「講義」に分類される授業においても、その多くでアクティブラーニングを活用した演習等を実施しており、学習効果の向上を図っている。従って、カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切な授業科目を体系的に配置しており、その授業形態及び学年配置のバランスは適切であると判断できる。		

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(複数チェック■可) <input checked="" type="checkbox"/> 教材の工夫 <input checked="" type="checkbox"/> 少人数教育 <input checked="" type="checkbox"/> 対話・討論型授業 <input checked="" type="checkbox"/> フィールド型授業 <input checked="" type="checkbox"/> 情報機器の活用 <input type="checkbox"/> 基礎学力不足の学生に対する配慮 <input checked="" type="checkbox"/> 一般科目と専門科目との連携 <input type="checkbox"/> その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01_【教材の工夫】シラバス(情報セキュリティ概論)	一例として、生産システム工学専攻第2学年で開講されている「情報セキュリティ概論」では、市販の教科書に加え、「サイバーセキュリティ人材育成事業(K-SEC)」により作成された教育コンテンツ(K-SEC教材)を使用し、より実践的な学習を行っている。	
	資料8-1-3-(2)-02_【少人数教育】シラバス(エンジニアリングデザイン)	本校専攻科においても本科同様、様々な実験・実習・演習科目等で少人数教育を導入している。一例として、第2学年両専攻共通の必修科目である「エンジニアリングデザイン」では、数名程度のグループを編成し、学生自身がこれまでに培った自らの専門知識を駆使して、課題解決に取り組むPBL授業を行っている。	
	資料8-1-3-(2)-02_【少人数教育】シラバス(エンジニアリングデザイン)	「エンジニアリングデザイン」では、学生同士による対話・討論に基づく合意形成を重視したPBL授業を実施している。	再掲
	資料8-1-3-(2)-02_【少人数教育】シラバス(エンジニアリングデザイン)	「エンジニアリングデザイン」では、地域企業等と連携し、企業ニーズを調査しながら課題解決を図っている。	再掲
	資料8-1-3-(2)-03_シラバス(工学情報処理演習)	本校専攻科では、様々な実験・実習・演習科目等で情報機器を活用している。一例として、生産システム工学専攻の必修科目として工学情報処理演習を開講している。情報機器を活用し、情報処理技術に関連するパターン認識技術を応用したアプリケーションソフトウェアの開発などについて学習している。	
	資料8-1-3-(2)-04_2023年度前期特別ゼミナールⅠ英語専門授業揭示文書	第1学年の必修科目である「生産システム工学特別ゼミナールⅠ」及び「応用化学特別ゼミナールⅠ」では、その一環として外国人(非常勤講師)による英語を用いた専門授業を実施している。前期は材料化学に関する授業、後期はAIに関する授業を英語で実施しており、専門分野における英語力の向上を図っている。	
	資料8-1-3-(2)-05_2023年度後期特別ゼミナールⅠ英語専門授業揭示文書		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

- 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

<p>■ 満たしていると判断する</p> <p>(根拠理由欄)</p> <p>本校は、特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断する。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 (リストから選択してください)	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
<p>観点8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>(根拠理由欄)</p> <p>満たしていると判断する場合であって、JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	第2条第2項第10号で成績評価に関することを審議すると定められている。	再掲
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則	第2条第5号で試験及び学業成績に関することを審議すると定められている。	再掲
	資料8-1-5-(1)-01_専攻科の授業科目の履修等に関する規則	第5条で成績評価について、また第6条で修得について定めている。	
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	20ページ15修得（2）で、成績認定は教務委員会において審議の上、運営会議で認定すると定められている。	再掲
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01_令和5年度修了認定会議資料		
	資料8-1-5-(3)-02_令和5年度臨時運営会議議事要旨（R06.02.21）	審議事項1で専攻科成績認定について審議承認されている。	

(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	◇学校として把握していることがわかる資料		
■ 把握している	資料5-3-1-(3)-01_成績評価の確認に関する申し合わせ	成績評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として定期的に把握することとしている。この際、授業時間以外の学修についての評価についても併せて確認している。	再掲
	資料1-1-4-(2)-03_令和5年度成績評価の確認に関する実施要項		再掲
	資料5-3-1-(3)-02_成績評価確認票の提出方法について		再掲
	資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨 (R6.5.7)		再掲
	資料5-3-1-(3)-04_令和4年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲
	資料5-3-1-(3)-05_令和5年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
■ 周知している	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	44ページ4で明示している。	再掲
	資料1-2-2-(1)-01_カリキュラムポリシー		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇認知状況がわかる資料		
■ 把握している	資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果	5ページ質問17、及び6ページ質問18で学生の認知状況の確認を行っている。	再掲
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
■ 定めている	資料8-1-5-(1)-01_専攻科の授業科目の履修等に関する規則	1ページ第4条および5条で定めている。「その他の試験」には、再試験を含む。	再掲
	資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	43ページ3で明示している。	再掲
	資料8-1-5-(6)-01_令和6年度第6回教務委員会議事要旨	審議事項7(1)の通り、令和6年度中に定めることとした。	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		

<p>■ ある</p>	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	19ページ14(9)意見申出期間について定めている。	再掲
	資料5-3-1-(7)-02_令和5年度学年末学業成績通知表及び令和6年度関係書類について	学業成績通知の際に意見申出についても記載し周知している。	再掲
	資料5-2-2-(5)-01_シラバスHP_科目の修得について	学校HPのシラバスのページにおいて明示している。	再掲
	資料8-1-5-(6)-01_令和6年度第6回教務委員会議事要旨	上記の通り学業成績通知の際に周知していたが、学生自身に対して十分に周知するため、審議事項7(2)の通り、案内掲示や「学生生活のしおり」への記載など、令和6年度の周知方法について検討することとした。	再掲
	資料5-3-1-(7)-04_成績評価の意見申出学生周知文書(案)		再掲
<p>(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(複数チェック■可)</p> <p>■ 成績評価の妥当性の事後チェック</p>			
	資料5-3-1-(3)-01_成績評価の確認に関する申し合わせ		再掲
	資料1-1-4-(2)-03_令和5年度成績評価の確認に関する実施要項		再掲
	資料5-3-1-(3)-04_令和4年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲
	資料5-3-1-(3)-05_令和5年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲
	資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨(R6.5.7)		再掲
<p>■ 答案の返却</p>	資料3-1-2-(3)-03_令和6年度旭川高専教職員アンケート結果	3ページ質問13で答案の返却状況の確認を行っている。	再掲
	資料3-1-2-(3)-04_令和6年度第3回点検評価改善委員会議事要旨(6.6.3)	専攻科については行事予定表に答案返却期間を設けていない。しかし、学生が採点結果を確認できるよう、試験終了後にはほとんどの科目で答案返却等を行っていることを学校として確認している。	再掲
	資料8-1-5-(8)-02_シラバス(電気回路特論)	専攻科は16回の授業回数を確保している。シラバスを提示、15回目で試験を実施、16回目で返却、解説、事後指導を行っている。	
<p>■ 模範解答や採点基準の提示</p>	資料8-1-5-(8)-01_模範答案	本校では、定期試験実施後に試験問題、採点基準が記載された模範解答、学生答案をまとめて教務係に提出し、保管することとしている。模範回答の利用としては、上記の学生答案返却に併せて、模範解答及び採点基準を口頭や板書等で示し、学生が採点結果を確認できるようにしている。	
<p>■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック</p>	資料5-3-1-(8)-01_試験問題の確認に関する申し合わせ		再掲
	資料1-1-4-(2)-04_令和5年度試験問題の確認に関する実施要項		再掲
	資料5-3-1-(8)-04_令和5年度前期末試験問題チェック表		再掲
	資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨(R6.5.7)		再掲
	資料5-3-1-(8)-05_【教務主事報告(抜粋)】第2回教員会議資料		再掲
<p>■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック</p>	資料5-3-1-(3)-01_成績評価の確認に関する申し合わせ		再掲
	資料1-1-4-(2)-03_令和5年度成績評価の確認に関する実施要項		再掲
	資料5-3-1-(3)-04_令和4年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲

□ その他(G P A の進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)	資料5-3-1-(3)-05_令和5年度「成績評価確認表」提出確認表兼チェック表		再掲
	資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨 (R6.5.7)		再掲
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	資料5-3-1-(8)-02_令和6年度第4回教務委員会議事要旨 (R6.5.7)		再掲
	資料5-3-1-(8)-05_【教務主事報告(抜粋)】第2回教員会議資料		再掲
	本項目については、前回の認証評価において「改善を要する点」として指摘を受けた。これを受けて、学内でPDCAサイクルを回し、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための体制を整備し、具体的な実施内容を決定した。 具体的には、「教務委員会」で申し合わせ及び実施要項を定め、成績評価確認票および試験問題の確認作業を実施している。「令和6年度第4回教務委員会議事要旨(R6.5.7)」及び「【教務主事報告(抜粋)】第2回教員会議資料」にあるように、結果に基づく改善については、「教務委員会」で審議・決定した後、「教員会議」で教務主事から全教員に対して周知している。 このような成績評価確認票及び試験問題の確認を定期的実施することで、成績評価等に関するPDCAサイクルを回し、成績評価等の客観性・厳格性を学校として担保することとしており、これらの取り組みは有効に機能していると言える。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】
 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 満たしていると判断する

(根拠理由欄)
 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	第45条で定めている。	再掲
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準 資料8-1-3-(1)-01_学則(別表第2) 資料8-1-5-(1)-01_専攻科の授業科目の履修等に関する規則	第48条及び49条で定めている。 第9条で定めている。	#REF! 再掲 再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料 資料8-1-5-(2)-01_教務委員会議事要旨（令和5年度第15回） 資料8-1-5-(3)-01_令和5年度修了認定会議資料 資料8-1-5-(3)-02_令和5年度臨時運営会議事要旨（R06.02.21）		再掲 再掲
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料3-1-1-(1)-02_令和6年度学生生活のしおり	44ページ4で明示している。	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料1-1-3-(1)-10_2023年度旭川高専学生アンケート結果	5ページ質問15で学生の認知状況の確認を行っている。	再掲
8-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5-1及び5-2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
該当なし			

<p>評価の視点 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。</p>			
<p>観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p>			
<p>【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料</p>		
	資料8-2-1-(1)-01_令和6年度専攻科学生募集要項		
	資料8-2-1-(1)-02_専攻科推薦選抜に関する合否判定基準		
	資料8-2-1-(1)-03_令和6年度専攻科入学選抜（推薦選抜）実施要領		
	資料8-2-1-(1)-04_令和5年度第4回入学選抜委員会議事要旨（R5.5.24）		
	資料8-2-1-(1)-05_令和6年度専攻科入学選抜（推薦選抜）合否判定（案）		
	資料8-2-1-(1)-06_専攻科学力選抜に関する合否判定基準		
	資料8-2-1-(1)-07_令和6年度専攻科入学選抜（前期学力選抜）実施要領		
	資料8-2-1-(1)-08_令和5年度第5回入学選抜委員会議事要旨（R5.6.14）		
	資料8-2-1-(1)-09_令和6年度専攻科入学選抜（学力選抜）合否判定（案）		
	資料8-2-1-(1)-10_専攻科社会人特別選抜に関する合否判定基準		
	資料8-2-1-(1)-11_2024年度 専攻科 外国人留学生特別選抜 学生募集要項		
	資料8-2-1-(1)-12_専攻科外国人留学生特別選抜に関する合否判定基準		
	資料8-2-1-(1)-13_2024年度専攻科外国人留学生特別選抜実施要領		
	資料8-2-1-(1)-14_令和6年度専攻科外国人留学生特別選抜合否判定実施要領		
	資料8-2-1-(1)-15_令和5年度第3回入学選抜委員会議事要旨（R5.5.17）		
資料8-2-1-(1)-16_令和6年度専攻科外国人特別選抜合否判定(案)			
<p>観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。</p>			
<p>【留意点】 なし。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する</p>			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-01_旭川工業高等専門学校入学選抜委員会規則		再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-01_旭川工業高等専門学校入学選抜委員会規則	第2条第4項で入学選抜に関する改善事項について定めている。	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01_令和6年度第3回入学選抜委員会議事要旨（R6.5.15）		
(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立てているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 改善に役立てている			
	資料8-2-2-(2)-01_令和6年度第3回入学選抜委員会議事要旨（R6.5.15）		再掲
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	入学動機調査を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかについて入学選抜委員会において継続的に検証している。改善については現段階では必要がなさそうであるが、検証結果から改善へ役立てる体制を継続的に続けていく。		
<p>観点8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p>			

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収容定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01_学則 ※別表第1～2を除く	学則第42条で定められている。	再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-01_旭川工業高等専門学校入学選抜委員会規則		再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-3-(4)-01_令和5年度専攻科修了生学位取得状況		
	資料8-2-3-(4)-02_令和4年度第11回入学選抜委員会議事要旨（R4.12.20）	令和4年度第11回入学選抜委員会議事要旨に記載の通り、令和7年度専攻科入学選抜から学力選抜を1回に減らすこととした。	
	資料7-1-2-(2)-02_令和4年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲
	資料8-2-3-(4)-03_令和7年度専攻科入学選抜学力検査による選抜における「後期日程」の廃止について	HPにおいて、通知文（令和7年度専攻科入学選抜（学力検査による選抜）における「後期日程」の廃止について）で周知した。	

	<p>実入学者数が入学定員を大幅に超過している状況にあるが、本科1クラスの40人よりも少なく、教育環境及び研究環境の双方において以下の工夫により支障はない。</p> <p>授業に関しては、全員が受講する必修科目においても普通教室を利用可能であり、支障は生じていない。実験の遂行に当たっては、グループ編成を工夫し、少人数での実施を可能としている。</p> <p>研究についても、指導ができる教員の数のほうが入学する専攻科生の数よりも多いため、研究指導に支障をきたしていない。むしろ、本科卒業研究と連携することで研究室の活性化や専攻科生の理解度の向上に寄与している。その結果、学会発表等を多数実施するなど研究成果が得られている。なお、過去6年間の修了生全員が学位を取得できている。</p> <p>さらに、学生アンケートの満足度調査結果から、教育及び研究環境に対する専攻科生自身の満足度が高く、支障がないことが確認できている。</p> <p>一方で、定員管理の観点から、令和7年度入試以降の学力選抜実施回数を2回から1回に減らし、適正化を図っている。</p>	
--	--	--

8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし		
------	--	--

--	--	--

評価の視点
8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】
 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-05_旭川工業高等専門学校運営会議規則	第2条第2項第10号で学生の成績、進級、卒業、専攻科修了及び課程修了に関する事項を審議すると定めている。	再掲

	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則	第2条第5号で試験及び学業成績に関することを審議すると定められている。	再掲
	資料8-1-5-(1)-01_専攻科の授業科目の履修等に関する規則	第10条で修了認定は校長（運営会議）が行うことが定められている。	再掲
	資料3-2-1-(1)-04_令和6年度教務関係規則取扱	20ページにおいて、修了は「教務委員会」において審議の上、「運営会議」で認定していると記載している。	再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-5-(3)-01_令和5年度修了認定会議資料		再掲
	資料8-1-5-(3)-02_令和5年度臨時運営会議議事要旨（R06.02.21）	審議事項1で専攻科修了認定について審議承認されている。	再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-2-4-(2)-01_専攻科教育目標と3つのポリシー関係表		再掲
	資料8-3-1-(3)-01_令和6年度第5回教務委員会議事要旨（R6.5.16）		
	資料8-2-3-(4)-01_令和5年度専攻科修了生学位取得状況		再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	専攻科教育目標と3つのポリシーの関係表にあるように教育目標に対応した科目（DPと1対1に紐づいている）の修得について審議され、修了を認定している。また、令和5年度専攻科修了生学位取得状況から、平成30年度～令和5年度まで学位取得率が100%となっていることから、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められる。		
観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8-3-①と同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

<p>(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則	第2条第1号で自己点検・評価について審議することを定めている。	再掲
	資料1-3-1-(1)-01_旭川工業高等専門学校教務委員会規則	第2条第9号で教育内容、授業内容及び教育方法等の改善に関することについて審議することを定めている。	再掲
<p>(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(3)-02_令和4年度卒業生・修了生満足度調査要領		再掲
	資料7-1-2-(2)-02_令和4年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲
	資料8-3-2-(2)-02_令和5年度第5回教務委員会議事要旨		
<p>(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01_2023年度旭川高専卒業生・修了生アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和5年度第6回点検評価改善委員会議事要旨(R5.11.28)		再掲
<p>(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(4)-01_旭川高専卒業生・修了生 就職先アンケートの集計結果について	修了後5年程度の卒業生を中心にアンケートを実施しているが（約40%）、それ以外の卒業生も含まれている。	再掲
	資料7-1-2-(4)-02_令和5年度第8回点検評価改善委員会議事要旨(6.3.12)		再掲

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	左記(2)～(4)に示したアンケート結果より、本校在学中にDPに掲げた能力を十分に付けていることが確認できたことから、学習・教育の成果が認められる。また、2023年度旭川高専学生アンケート結果の16～20ページに示すように、DP達成度の前年度との比較から、本校での学習により、DPで掲げた能力が向上していることが確認できた。		

観点 8 - 3 - ③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 認められる	◇【様式2-4】修了者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 <input checked="" type="checkbox"/> なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	修了者進路実績表にある通り、各専攻とも、各専攻の専門分野に関連する企業にほぼ100%就職していること、また、理工系大学院に令和元年度から令和5年度の5年間で100%進学していることから、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっていると言える。		

観点 8 - 3 - ④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-2-3-(4)-01_令和5年度専攻科修了生学位取得状況		再掲
8-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 8

優れた点			
様式2-4に示すとおり専攻科修了者の進学率および就職率は、令和元年度から令和5年度までを平均すると、大学院進学は100%、就職はほぼ100%と高い水準を示しており、社会のニーズに応えたものとなっている。			
改善を要する点			
該当なし			